

第十三回 参議院法務委員会會議録第五十六号

昭和二十七年六月十四日(土曜日)午前
十時三十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 小野 義夫君
理事 伊藤 修君
一松 定吉君

委員 加藤 武徳君
左藤 義詮君
玉柳 實君
長谷山行毅君
岡部 常君
中山 福蔵君
内村 清次君
片岡 文重君
羽仁 五郎君

國務大臣 法務総裁 木村馬太郎君

政府委員 法務政務次官 龍野喜一郎君
法制意見長官 佐藤 達夫君
法務府法制意見第一局長 高辻 正己君
刑政長官 清原 邦一君
法務府検務局長 岡原 昌男君
法務府特別審査局長 吉河 光貞君
法務府特別審査局次長 関 之君

事務局側 常任委員 西村 高見君
会専門員 堀 真道君
常任委員 堀 真道君

本日の会議に付した事件

○破壊活動防止法案(内閣提出、衆議院送付)
○公安調査庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)
○公安審査委員会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小野義夫君) 只今より委員会を開きます。

昨日に引続き破壊活動防止法案及び関係二法案を便宜一括して議題に供します。今日は羽仁君に質疑を許します。○羽仁五郎君 本法が次第に審議が進み、終りに近づいて来ますので、この際審議の今までの過程において政府側の御答弁で我々、又国民が不安を感じている点について特に法務総裁の見解を伺つておきたいと思つたのであります。

その第一は、法務総裁も最近多分よく御承知のように、この本法案について勿論賛成しておられるかたもありませんけれども、併しながら東大の矢内原学長を初めとして、或いは法政大学の太内総長、京都の同志社大学の田畑総長或いはそのほか末川教授、又大阪の恒藤学長、こういふような現在日本の知識階級の最高水準を代表せられるかた々が、それ、決して単にこの本法案に対する反対宣伝といふふうなものに踊らされているかた々ではない。現在の日本の良識を代表せられるかた々がこの法案に対して深刻な憂慮を感じられ、わざと京都、大阪方面から上京までせられまして、

先日小野委員長初め我々法務委員と議長公邸において会見せられまして、継続々本法案に対する国民の不安を代弁せられたことはよく御承知の通りでございます。当日の会談の模様などは恐らくお聞き及びになつてゐると思ひます。

ここに第一に伺つておきたいと思ひますことは、すでにこの法律案は参議院の本委員会、又参議院本会議によつて如何に処置せられるかという意味におきましては、政府の手を離れておること、これは申上げるまでもないこととあります。法務総裁として現在その後のそうした一般の世論、朝日新聞などに殆んど連日本法案に対する批判を掲げて倦むところを知らないといふふうになつてゐる。こうした世論といふものを尊重しない、これらをつみにじつて、本法案の原案のまま通過といふことを政府或いは与党が図れるといふこと、若しありますと、これは先ず第一にこの点が国民に非常な不安を与えるのではあるまいか、勿論反対論に対して直ちに服するといふことがあり得るわけでもございませんで、それに對して、反対論に對してその賛成すべき理由を説くといふことも勿論自由であります。併しながら今日日本の先ず良識を代表しておる人々の本法案に対する批判といふもの、これに對しては十分に耳を傾けられまして、従つてこれが参議院において如何に取扱われるかといふことに對しては、こうした世論が十分に尊重せられることを御

希望になつてゐることが、私は法務総裁の御本心であらうといふふうに拝察をしておるのであります。で、審議の過程において起つております問題は、大体二つあるかと思つたのですが、一つは、政府はこの法律案は何らそうした言論、集会、結社などの基本的権利を制限するものではない、それをそういふふうな心配してゐる人たちは誤解に過ぎないといふお答えが特審局長などからしばしば繰り返されております。

これは私は早い言葉で申せば、失礼であるけれども、官僚独善という印象を社会に与えるのじやないか、自分たちの考へてゐることだけが正しくて、相手の考へてゐることには理由はないといふ、そういう考へ方を世間はそこかから感じて、不安を感じるのではないかと。

それから第二の点は、この法律案の狙つてゐるところが、これは法務総裁或いは法務総裁の下において、法務府において恐らくはその良心を尽さないうる、基本的な人権が制限されないといふありまじやうけれども、併し一般にそうした政府の側から見れば誤解になるといふふうな御覧になれるような意味の不安があるといふことは、そこに何らかの理由があるのではありません。これも単に若い人たちが、或いは過激な人たちが反対するのではありません。そういう意味で世間が、今日本の良識を代表する人が不安を感じてゐるといふことは、この法律案が作り

出すところの空氣、一般的状況といふものにあるのだといふことを法務総裁は恐らくすでに御察察になつてゐることと思つたのであります。で、最近私どもにしましても、平和な東京都市において、これは勿論両方に責任があることとでありましても、併しもの、しい風景を連日目にしている。これは心ある人が心を痛めてゐないこととはな

いと思つたのであります。それから連日の新聞紙にも或いはこの騒擾事件といふものが大きく報道されてゐる、他面連日のように警察官による人権の蹂躪といふことについての訴えが載つております。で、法務総裁は勿論警察に對して直接の指示、監督をお持ちになつていないことは、私もよく承知しております。そういう意味で御質問申上げ

てゐるのじやない。一般的な状況について申上げてゐる。で、一口で言いますと、いわゆる逆コースといふふうにも世間で見られており、又國際的にもそのように見られております。で、これは例へば今朝の毎日新聞を見まして、その投書に、「泣寝入りか」といふ題で、会社員吉川豊というかたが、十日の夜八時頃渋谷駅に下車してそこを通りかかつてゐるときに、忽ち後から警官に襲われて、乱暴に或いは殴打され或いは罵倒された。で、どういふことなのか全く自分にわからな

総裁は恐らくお聞きになつたと思ひますが、福岡の九州大学の法学部に、特審局員であると自称する人が、或いは特審局員ではないかも知れない、こういう特審局員であることを偽つて大学の中に入つて、大学関係者の承諾もなくそこを徘徊して、学生や教授に不安を与えておるという事件などもござります。これらは今ここに枚挙することには差控えますが、毎日のようにこういう事件が起つております。

こういう状況の下にこの破防法というものが成立して行くことに對する一般社会の良識者の不安というものは法務総裁は御覧になつてゐるのじやないかと思ふのであります。で私はこういう点についてのこの法務総裁の政治家としての高い識見というものをこの際この破防法の審議を行なつておる我々に向つて是非示しておいて頂きたいと思ふのであります。で繰返すようになつては恐れ入りますけれども、先日各大学の教授諸君と会見した際にもそういう意見が出ましたが、この破防法を流れておる精神は、ナチスの立法と共通するものがあるというように言つておられます。でこれは勿論これについては十分議論ができるものでありまして、そうであるという主張も成立せば、そうでないという主張も成立し得ます。私は今ここで法務総裁と議論をしようというふうな思つておりません。併しながらそれについてのそういう議論もある。従つてこれはナチの立法というふうにも見られる。併しその立法になつて行くか行かないかというところは、現在こういう問題についての最高の責任を負つておられる法務

総裁の態度というものに私はあるのじやないか。でこれらと併行して又どういふ法律案が出されてゐるかというところも考へてみなければならぬ。又この破防法というものが仮に現在国会を通過して、そしてその後には、その後に……、或いは政府の一部の中にはしばしば新聞に伝えられましたように、その御本人に對しては気の毒であります。前法務総裁が、これは橋頭堡である、現在の形ではまだ生ぬるものであるけれども、一旦これを通過したならばあとでこれをどういふふうにも拡大して行くことができるというふうな言葉を漏らしておられる。これは御本人がどういふ意味で漏らされたのか、質してみただけではありませぬけれども、こういうふうな一般的情况、これに對して法務総裁がどういふふうに御覧になつておられるのでございましょうか。で第一にはこの世論といふものをふみにじるといふ印象をお手えになるおつもりはないと信じます。が、この点につきまして、第二には、単にこの法案が誤解されてゐるというだけでなく、この法案をめぐる様々の一般的情况といふものには考へべき点があるのではないかと、この第一の問題に、それから最後に、この第一の問題に關係しましては、もう一つ政府が再度おつしやつておられますことは、現下の状況といふものは容易ならぬ状況であつて、従つて法務総裁としてもこのやうな法律案を喜んで出しているわけでもない。これは法務総裁だけが今までもおつしやつて下すつておるお言葉ですが、どうかすると政府委員の中には、本法案を喜んで出しておられるの

ではないかと思はれる節がなきにしもあらずです。さすがに法務総裁自身としては喜んで出しておるわけではない。併しながら現下の世情の不安、民主主義を暴力によつて破壊しようという動きがあるのではないかと、それに対してこれを放置しておくわけには行かないという御説明がございました。私はこういう点についても、自分の絶えず接觸する学者や文化人や学生諸君に、そういう点も考へて見て、そして決して単に一片の反対のための反対をするわけではなく、現在の状況といふものに對して或いはその責任者も十分みずから反省し、今日の世情を一層不安にすることは、破防法をまず／＼以て政府が強力に要求することにものなるのだし、十分自重してほしいということも話しておるのでございます。

次に第三の点について法務総裁に伺いたいと思つておられますことは、或いは民主主義を暴力によつて破壊しようという憎むべき動きといふものに対して、そして法律と権力だけによつて防いで行くといふことは、私は極めて危険なことであらうと思ふ。法務総裁もこの点については、決してこの法案だけによつて治安の維持を図ろうとしておるのではないとおつしやいます。この頃は政府委員も大体この法務総裁のおつしやる言葉をまねして、この法案だけによつて治安の維持しようといふ気持ちではないとおつしやいますけれども、そこには積極的な意味がなければならぬ。その積極的な意味といふのは、私は二つあると思ふのです。その一つは言うまでもなく、どうか他の方面においてはそうした社会的な不満を持つておる人が、そうした破壊的

な扇動に乗らないように、そうした社会的な不満を少しでも解決できるように社会政策の面の努力を現実に示して貰ひ、単に口先だけで、この法案だけで治安を維持しようと思つておるのではないということでありまして、實際においてはこの法案だけでやろう、昨日もこの点について政府委員と質疑応答を繰返したのですが、一松委員から綿々と事を分けて、扇動といふことがなければ現在の治安維持ができないかどうかといふことについての御質問がございました。政府のほうは極めて簡単に、扇動だけで問題にしないといふふうになつて行くと、この扇動の結果血を見るやうなことになる。血を見てしまつてからでは遅いので、そこで血を見る前に、扇動を抑えて行かなければならぬといふふうな御答弁になりました。私それを伺つておりました、今申し上げたやうな、この法律のほかに何ら頼むところのない行政の官吏としては、或いは止むを得ないこともかも知れないのでありますが、いやくも政治家として、この扇動が行われて、そして血が流れるまでに、決して法律だけではなく、さまざまの手段があるのではありません。反対の扇動をすることも十分できるわけでありまして、又その間に政府が反省をせられたいといふこともあります。よほど立至つた状態に入つて、国民の側で手段が尽きたといふやうに思ふ場合には、実際に内乱を計画するのではなくて、政府に向つて根本的な反省を求めるために、我々は場合によつては最後には内乱に訴へざるを得ないかも知れない。これは政治的な宣言であつて、如何なる政治党派や組合といへども心中

内乱を欲しておる政党はないと思ふのであります。従つて決して内乱を引起そうとしておる人間がその辺にうろろしておるらしいから、それを取締めるのだというレベルの低いお考えでなく、内乱の手段に訴へんとしても、政治家たちも決して内乱を喜んでおるのではないから、従つて彼らがそういう宣言を発し、扇動を行つた後においても、こちらの政治的立場を以てこれを説得し、これを防ぐといふ政治的な手段も十分にあり得ることではないか。こういう点を考へますれば、必ずしも追つかけて追つかけて内乱の教唆ばかりではない、扇動もいふやうににばかり、法の技術によつてだけ治安を維持しようといふ考へ方になつて行くことは、私はこれは誠に恐るべき点がありはしないか。或る人が申しておられますように、ピストルによつて治安を維持しようといふことになると、ピストルを恐れない反抗的な力といふものが出て来る虞がある。これは我々としては法務総裁と全く御同感であつて、どうか平和に、或いは合法的な民主的な手段を尽して行きたい。そういう意味から以上三点について先づ法務総裁から、この破防法についての社会の一般的不安といふものを一掃せられるやうな高い見識を示して頂きたいと思ふのであります。

○国務大臣(木村篤太郎君) 只今誠に適切な御意見を承りました。そこでこの法案に對する世論であります。私もこの法案については世論の動向といふことについて十分注意をいたしております。この法案の提出前におきましても、新聞社の論説委員の人たち、ここでは名を申上げることが控えます

が、各社の論議委員のかたにも親しくお目にかつております。又最近におきましては文化人と非公式の会合において私はその御意見を承わつております。ただ不幸にして、先ほど羽仁委員のお挙げになりました東大の矢内原さんのほかの諸氏とは会つておりません。そこで私はいろいろこの法案について自分の意見を述べるときに率直に申し上げます。かような法案が必要であるということはお認めになるのです。現下の情勢においてかような法案は止むを得ないという根本の趣旨はお認めになる。ただこの法案が濫用されて、昔の治安維持法當時のようなああいう状態を繰返してしまつちや困る、その点について心配される点が殆んど多数であります。そこで私はこの法案作成に当りまして、これは尤もの御議論でありますから、さような不安は一掃しなければならぬという考えを以てしまして、あらゆる点から工夫をいたしまして、かような法案が一応できた次第であります。私も併しでき上つて見て、いろいろな方面からの文化人からの濫用の点についての意見を聞くのであります。私は率直にこれに對していろいろ自分の考へておること、又この法律の実施に關しての心がまえ、その他のことをお話すると納得されるのであります。併し新聞紙上なんかには現われるところは、これは逆になつておる。誠に不思議な現象であります。が、私は率直に申しまして、反對のかたであれば私は喜んで議論を闘わすということになる。大體誤であります。私の意見も率直に申述べて見たい、こう考へておるのであります。要はこの法案の濫用という点にあるのじやなか

ろうかと、私はこう考へております。根本的に現下の時局にかような法案は必要なしというやうな極論は、私の耳にはさうに響かないのであります。従ひましてこの濫用防止につきましての世論については私は十分耳を傾けたと思つております。いやしくも一つの法案に基きまして國民に迷惑をかけるというこゝろであつては相済まないのであります。繰返して私は申すのであります。この法案は現下の情勢において誠に止むを得ざるものであります。その極限においてこれは活用すべきであつて、いやしくもその極限を超えて濫用があつて、國民の基本的人權を侵害するやうなことがあつては相成らんという気持は、私は、十分持つておるのであります。

そこでこの法案濫用の防止であります。これは私は繰返して申しておるのではありませんが、一番注意すべきは、調査の任に當るべき者であります。昔の治安維持法におきまして一番問題になつたのは、いわゆる予防拘禁、保護検査、これが濫用されたのであります。さうなことがありましては、これは我々の考へておる意圖と逆行いたすものであります。是非ともこの法案においては、強制調査権を持たしてはいかん、任意調査権、これであれば私は昔のやうな状態は恐らく繰返さぬのじやないかという考へを持つたのが第一点であります。

第二点におきましては、これ又しばしば申上げたのであります。とにかく団体規制するに當りましては民主的にやらなければいかん、いやしくも既成の団体を如何なる理由あるにいたしても解散を命ずるということになり

ますと致命的でありますから、十分にこれは慎重な態度をとらなきやならんというので、公安審査委員会、これを作ることを私は起案いたしましたのであります。この委員に對しては、十分に學識経験その他世間から十分認識された立派な人を御迷惑でありましてしようがなつて頂いて、さうしてここで最終的の判断をしてもらひ、而してこれに對して不服があれば、これは法律問題になるのでありますから、裁判所の公正な判断に任せる、この建前が一番よろうかと、こう考へてこの法案を立案した次第であります。併しながらさうな建前をとるにいたしまして、なお世上においてこの法案の濫用を所惧されておるかたがあります。それに對しましては、今後発足いたしますれば公安調査庁ができるのであります。その組織、その人員の構成、それらにつきまして十分の考慮を払いまして、万端算のないやうに私は行きたい、こう考へておる次第であります。

それから非常に適切な御意見でありました、勵動に乗ぜられないやうにする、如何に法律を以てこれを抑えようとする、その裏付となるべき國民の考へ方、これに對しては誠に私は同感であります。勵動を封ずること、即ちその勵動に乗ぜられないやうにして行くということでありませう。如何に勵動がありまして、乗ぜられない人が多数であります。元をたせば國民をしてさうな應援な宣伝に乗ぜられないやうにすることが根本義である、誠に同感であります。政府の施策におきまして今後さうな方向に持つて行かなければ、國民の安定とい

ものは期して待つことはできないと考へております。我々は微力であります。が、今後の政策といたしまして十分に民心を安定して、不法な行為の勵動に乗ぜられないやうに極力固つて行かなくちやならん、こう考へておるのであります。ただ、私は一番驚くところは、この民心の不安定ということ。これは勿論のことでありませうが、或る種の信念を持つて日本の社会秩序を破壊せんとする意圖の下に行われる行動であります。これはもとより國民の不安定に乗ずるのであります。が、それらの人々が故意に勵動するということになりまると、これは国家治安の面から見まして一日も放つて置くことはできません。これは私は二通りの政策をとつて行かなくちやならん、今お話の國民をして不法な勵動に乗ぜられないやうにする施策が一つ、それと、今申しますイデオロギーの下に日本の基本秩序を破壊せんとするやういふやうな勵動をなす者、この二方面の政策をとつて行かなくてはならんと思つております。前のはもとより根本問題であります。差当りの問題といたしまして、さうな不法な勵動を封ずるといふことが一番必要であらうと、こう考へております。

そこでこの法案におきまして日本の憲法に定められました社会の基本秩序を破壊するとか、刑法所定の兇惡な犯罪を勵動するといふやうな者はどこまでもこれは封じて行かなくちやならんという建前をつた次第であります。さうなわけでありまして、我々の考へていたしましては、いわゆる昔のナチスの立法、あの全体主義の行われした權力集中の法律を我々は企圖した

わけでも全くないのであります。私は率直に申しますと、日本の治安は或いは紊れはしないか、さういふことがあります。折角日本は独立国家として発足するにいかかわらず、誠に國民に向つて相済まん次第である。何としても内地の治安だけは日本人の手によつて確保して行かなければならん。それには立案した次第であります。繰返して申しますが、この法案の濫用、その御意見に對しましては、我々は全力を挙げてさうなことをないやうに將來万般の処置をいたしたいと考へております。

警察官の問題につきましていろいろお話がございました。多数の警察官のうちには職權を不法に濫用する者があることは私は率直に認めざるを得ないと思つております。併し、いづれの社会におきましてさうな行為に出る者はこれはあつたと絶たないのであります。ただ、それを如何にして立派な愛される日本の警官にすべきかということについては我々責任があるのであります。その点につきましては十分に今後さういふ方面において施策を尽したいと考へております。ただ一言私は申上げたい。一昨日も人権擁護委員の代表者の大会がありまして、私も参りまして挨拶いたしましたのであります。この人権擁護の問題でも私は最近に非常に考へさせられて、そのことを話したのです。ただ取上げられる問題は最近におきますと役人に対する民間からの抗議であります。これはどんなおやうになつて結構であらうと思つて、併しやならなくちやいかにと思つて、民間人が民

間人の人権を侵害することでありま
す。これは何としても私は考えさせら
れる。最近に例を持ちますと、東大
の楠沼博士であります。有名な楠沼博
士、あの人が何によつて死んだか、直
接の原因ではありません。併しながら
自分の愛する教子によつて間接に死
んだのであります。而も先生は非常に
疲労して歸りがけに自分の教子の十
数名の者に取巻かれて吊し上げになつ
たのであります。そして先生は倒れ
ておる。倒れたのをその学生たちは介
抱せず蜘蛛の子を散らすがごとく逃
げて歸つた。私は日本の師道地に墜ち
たり、そう叫びたいのであります。全
くの私は人権の侵害であると考へてお
ります。こういうふうな問題でもなせ
取上げないのか、そして立派な学生
になぜしないのか、私は矢内原総長に
もこの間言つたのであります。そうい
うところにも幾多の日本には欠陥があ
るのであります。我々は協力して将来
かようなことのないようにして行きた
いと考へております。人権の蹂躪はあ
らゆる方面に存在しておるのでありま
す。皆さんの御協力によりまして一歩
一歩さうなことをないようにして、
立派な平和な日本の国家を将来作り上
げるといふことについて全力を注がな
ければならぬ、私はこう考へておりま
す。及ばずながら我々は身を挺して子
孫に立派な平和な国家を残したいと考
えております。その一事であります。

とを私は悲しむのであります。ただた
だこの法案の運用については御懸念が
ありますから、その点については極力
努めまして、その虞のないように將
来私は措置をして行きたい、こう考へ
ます。

○羽仁五郎君 法務総裁の御良心に対
しましては深く敬意を表します。そし
て政府委員特にこの法案に關係される
かたが、法務総裁の意思を正しく
絶えず守られるようにお願いしておき
ます。それから又、若しもこの法案が
成立しました際には、どうか法務総裁
が責任を以てこのあなたの御方針通
り、又我々が代表しております社会の
良識者の不安といふものに応えるよう
な措置を是非必ずとつて頂きたいと思
います。

第二に伺つておきたいのは、今お話
も出ましたが、特に私自身もそういう
状態にありますので、この教育者が法
案に対して不安を持つていふというこ
とについて例を申し上げます、この数
日前に、議會に全學連の學生諸君が法務
委員各位にお目にかかつて破防法に反対と
いう意思を伝えたいといふふうに言つ
て来たことがございます。この際文字
通り、私は前には學生諸君、後には鉄
兜の警官といふふうな間に挟まれて、
結局一人の負傷者も出たかといふ
ふうな思ふ私一つの心から、學生に
は十分に叩かれ、そして學生の言うこ
とには賛成すべき点は十分に賛成し、
そして歸つて来て議院の事務局と交
渉した。そしてその結果、遂に議院
の警備の責任者は、その學生を門内に
入れればどういふ不祥な事態が発生す
るかもわからんから、私どもが如何に
責任を負つてもこれはできない、全部

入れることはできない、その代表しか
入れることはできない。併し學生は、ど
うか折角各學校、數十校の代表者が来
ておりましたから、三百人ぐらいのも
のだから全部入れてくれといふことで、私
は學生のほうに行けばさういふに罵倒
されまして、歸つて来てみれば警備の
責任者に入れることはできないと言わ
れて、そして努力した結果遂に、この
点をよく聞いて頂きたいのであり
ますが、學生諸君は静かに認めて歸つ
たのであります。歸つて行く學生諸君
を襲門のところで装甲車二台、それか
ら消防車一台、それに鉄兜数百人の威
力を以てこれを永田町方面に押して行
つたのです。私は歸るその姿を眺めな
がら、この學生の一人でも今短氣をし
て、警官に対して石を投げるような人
がないことを心で折りながら、この學
生が立ち去つて行くのを見送つたので
あります。併しその際に、法務総裁も多
分御警備下つたことと思ひますが、
學生の心中はどういふ気持であるか、
明らかにこの人々は集團的な力を以て
國會に彼らの意思を伝えたいと思つて
来たのです。併し見ようによつては非
常に表面から御覧になれば、こちらの
威力が多かつたから、何もせないで静
かに歸つたのだといふふうな御覧にな
るかたも私はあり得ると思ひます。併
し日常青年に接している我々として
は、青年の氣持といふものはその際
つて行くときに、心中泣いて歸つて行
くか、そうでなければ深く含むところ
があつて歸つて行くか、いづれしかあ
り得ないといふことになつて、私はこ
れ又甚だ同情せざるを得ない点がある
のではないかと思ひのであります。

こういう例を申し上げたのは、簡単に
申し上げますと、ただ一点で、教育者
が、青年の學生を教育して行くために
は、青年の當然の持つております進歩
的な思想といふものに或る程度まで応
じなければ決してこれは指導できるも
のではございません。青年に対して頭
からマルクスを洗つて必要はない、共産
主義なんかを研究するやつは私の家に
来てはいかんといふように、頭から青
年のあらゆる方面を探索したい、又進
歩的に、どこまでも制限せられること
なく、研究して行きたいといふ氣持に
我々が一応応ずることによるのでなけ
れば、決してこれを、私は導くなんとい
うことは使いたくありませんが、彼
らの友達となつて、彼らと一緒に正し
い道を進んで勉強して行くといふこと
はできません。ですから教授はどうし
ても今日の狀態においては或る程度進
歩的な立場をとるほかはないのです。こ
れはどうか法務総裁が十分御同情下
つて、決して學生に阿ねてマルキシズ
ムを唱えておるのではありません。大
内先生のように齡六十歳を越えられ
て、連日のごとく國會に來られて、ど
うか共産黨に対しても少し合法的な
措置をとつてもらいたい。そうしたこ
とが學生、青年や共産黨に対して最も
正しい措置をとつて行く唯一の方法
だ、これを非合法に追ひやるというこ
とほど恐るべきこともなく、又悲しい
ものはないと、あの老教授が青年のご
とく顔面蒼白となつて、手もふるえ
て、声もふるえて述べられることに
は、どうか法務総裁も青年、特に優秀
な大學生のみを教育する立場に立つて
いる人が、如何に日常さういふ意味に
おいて苦心をしているかといふことを
十分に知つて頂きたいのです。ところ

が、その人々が不安を感じますのは、
そしてその人々が、この共産主義と
いふものでも、決して共産主義とい
うものは法務総裁もよく御承知のよう
に、ただ一途に内亂をなし、社会秩序
を破壊しようといふものではございま
せん。共産主義は、いわゆる日本の場
合でも平和革命と言つておつた時代も
あるでしよう。根本的にはこれは又學
問上の問題になります。例へばロー
アのように、共産主義にするか、或
いはイギリスや何かにおけるような社
主義にするかといふことは、そのとき
政権を持つております政府の責任も半
ばあるものではないかと思ひのであり
ます。ロシアのごとき警察主義或いは
秘密警察主義とか、恐らく本法律案が
いふ／＼な点においてよく似ておると
ころの、そして政治警察主義といふ
ものでやつて行くか、それともイギ
リスのごとくできるだけ寛大にして行
くか、これも英國の國民の教育水準が
高いからあれでもないんだといふよう
な、この間法務総裁がおつしやつてお
りました。それで英國の教育水準
がなぜ高くなつたのであるか、それは
勿論民衆のほうも自重しなければなら
ないが、政府のほうもよほど辛抱をせ
られて、それで國民が少しぐらい暴れ
ても直ちに警察力を用いないという方
向をとられることがよほど必要ではな
いか。或る人の言葉に、自由が侵され
なければ決して騒擾といふものは起る
ものではないといふことを言つておら
れます。これは私は考へべき言葉であ
らうと思ひます。自由が侵されない場合
に決して騒擾といふものは起るもので
はない。この点を特に青年、大學生、
その教育に當つておる學者諸君の苦衷

入れることはできない、その代表しか
入れることはできない。併し學生は、ど
うか折角各學校、數十校の代表者が来
ておりましたから、三百人ぐらいのも
のだから全部入れてくれといふことで、私
は學生のほうに行けばさういふに罵倒
されまして、歸つて来てみれば警備の
責任者に入れることはできないと言わ
れて、そして努力した結果遂に、この
点をよく聞いて頂きたいのであり
ますが、學生諸君は静かに認めて歸つ
たのであります。歸つて行く學生諸君
を襲門のところで装甲車二台、それか
ら消防車一台、それに鉄兜数百人の威
力を以てこれを永田町方面に押して行
つたのです。私は歸るその姿を眺めな
がら、この學生の一人でも今短氣をし
て、警官に対して石を投げるような人
がないことを心で折りながら、この學
生が立ち去つて行くのを見送つたので
あります。併しその際に、法務総裁も多
分御警備下つたことと思ひますが、
學生の心中はどういふ気持であるか、
明らかにこの人々は集團的な力を以て
國會に彼らの意思を伝えたいと思つて
来たのです。併し見ようによつては非
常に表面から御覧になれば、こちらの
威力が多かつたから、何もせないで静
かに歸つたのだといふふうな御覧にな
るかたも私はあり得ると思ひます。併
し日常青年に接している我々として
は、青年の氣持といふものはその際
つて行くときに、心中泣いて歸つて行
くか、そうでなければ深く含むところ
があつて歸つて行くか、いづれしかあ
り得ないといふことになつて、私はこ
れ又甚だ同情せざるを得ない点がある
のではないかと思ひのであります。

こういう例を申し上げたのは、簡単に
申し上げますと、ただ一点で、教育者
が、青年の學生を教育して行くために
は、青年の當然の持つております進歩
的な思想といふものに或る程度まで応
じなければ決してこれは指導できるも
のではございません。青年に対して頭
からマルクスを洗つて必要はない、共産
主義なんかを研究するやつは私の家に
来てはいかんといふように、頭から青
年のあらゆる方面を探索したい、又進
歩的に、どこまでも制限せられること
なく、研究して行きたいといふ氣持に
我々が一応応ずることによるのでなけ
れば、決してこれを、私は導くなんとい
うことは使いたくありませんが、彼
らの友達となつて、彼らと一緒に正し
い道を進んで勉強して行くといふこと
はできません。ですから教授はどうし
ても今日の狀態においては或る程度進
歩的な立場をとるほかはないのです。こ
れはどうか法務総裁が十分御同情下
つて、決して學生に阿ねてマルキシズ
ムを唱えておるのではありません。大
内先生のように齡六十歳を越えられ
て、連日のごとく國會に來られて、ど
うか共産黨に対しても少し合法的な
措置をとつてもらいたい。そうしたこ
とが學生、青年や共産黨に対して最も
正しい措置をとつて行く唯一の方法
だ、これを非合法に追ひやるというこ
とほど恐るべきこともなく、又悲しい
ものはないと、あの老教授が青年のご
とく顔面蒼白となつて、手もふるえ
て、声もふるえて述べられることに
は、どうか法務総裁も青年、特に優秀
な大學生のみを教育する立場に立つて
いる人が、如何に日常さういふ意味に
おいて苦心をしているかといふことを
十分に知つて頂きたいのです。ところ

が、その人々が不安を感じますのは、
そしてその人々が、この共産主義と
いふものでも、決して共産主義とい
うものは法務総裁もよく御承知のよう
に、ただ一途に内亂をなし、社会秩序
を破壊しようといふものではございま
せん。共産主義は、いわゆる日本の場
合でも平和革命と言つておつた時代も
あるでしよう。根本的にはこれは又學
問上の問題になります。例へばロー
アのように、共産主義にするか、或
いはイギリスや何かにおけるような社
主義にするかといふことは、そのとき
政権を持つております政府の責任も半
ばあるものではないかと思ひのであり
ます。ロシアのごとき警察主義或いは
秘密警察主義とか、恐らく本法律案が
いふ／＼な点においてよく似ておると
ころの、そして政治警察主義といふ
ものでやつて行くか、それともイギ
リスのごとくできるだけ寛大にして行
くか、これも英國の國民の教育水準が
高いからあれでもないんだといふよう
な、この間法務総裁がおつしやつてお
りました。それで英國の教育水準
がなぜ高くなつたのであるか、それは
勿論民衆のほうも自重しなければなら
ないが、政府のほうもよほど辛抱をせ
られて、それで國民が少しぐらい暴れ
ても直ちに警察力を用いないという方
向をとられることがよほど必要ではな
いか。或る人の言葉に、自由が侵され
なければ決して騒擾といふものは起る
ものではないといふことを言つておら
れます。これは私は考へべき言葉であ
らうと思ひます。自由が侵されない場合
に決して騒擾といふものは起るもので
はない。この点を特に青年、大學生、
その教育に當つておる學者諸君の苦衷

が、その人々が不安を感じますのは、
そしてその人々が、この共産主義と
いふものでも、決して共産主義とい
うものは法務総裁もよく御承知のよう
に、ただ一途に内亂をなし、社会秩序
を破壊しようといふものではございま
せん。共産主義は、いわゆる日本の場
合でも平和革命と言つておつた時代も
あるでしよう。根本的にはこれは又學
問上の問題になります。例へばロー
アのように、共産主義にするか、或
いはイギリスや何かにおけるような社
主義にするかといふことは、そのとき
政権を持つております政府の責任も半
ばあるものではないかと思ひのであり
ます。ロシアのごとき警察主義或いは
秘密警察主義とか、恐らく本法律案が
いふ／＼な点においてよく似ておると
ころの、そして政治警察主義といふ
ものでやつて行くか、それともイギ
リスのごとくできるだけ寛大にして行
くか、これも英國の國民の教育水準が
高いからあれでもないんだといふよう
な、この間法務総裁がおつしやつてお
りました。それで英國の教育水準
がなぜ高くなつたのであるか、それは
勿論民衆のほうも自重しなければなら
ないが、政府のほうもよほど辛抱をせ
られて、それで國民が少しぐらい暴れ
ても直ちに警察力を用いないという方
向をとられることがよほど必要ではな
いか。或る人の言葉に、自由が侵され
なければ決して騒擾といふものは起る
ものではないといふことを言つておら
れます。これは私は考へべき言葉であ
らうと思ひます。自由が侵されない場合
に決して騒擾といふものは起るもので
はない。この点を特に青年、大學生、
その教育に當つておる學者諸君の苦衷

というものについて法務総裁お考え下すつて、本法律案が、いやくも学者が教育の立場において、或いは学問研究の立場において学生を指導する、或いはみづから研究を深めて行くということに少しの不安も手えないということを確認せられることがおできになりますかどうか、その点を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私は共産主義と、いわゆる共産党の政策と申しましようか、一種の目標を立てて進むところの行動とは区別して考えなければならぬ。共産主義につきましてもは失礼ながら私も随分本を讀みまして、最初讀みましたのは河上肇さんの資本論入門であります。今でも愛読しております。共産主義に對して相当理論として教えられるところがあるのであります。唯物論、唯物史観につきましてもは我々は或る種の敬意を払うところがあります。ただ考えさせられることは、いわゆるマルキシズムの共産主義論と、レーニズム或いはスターリニズムと申しますか、これらと相当距離が離れているということ、勿論マルキシズムの流れを汲んで、レーニズム、スターリニズムが来ておるのであります。併し根本の行き方は私は相当相違を來たしておると考へております。そこで哲學論或いは經濟論としてマルキシズムを御研究になるのはこれは自由であります。我々も失礼ながら書齋にもたくさん持つております。学者がそれを生徒に教えるということは、これは自由であります。

この法案と何らの關係を持つておりません、又あつてはならぬことではありません。いわゆる真理の発見におきまして如何なる過程におきましても學問は自由なものであります。學問として御研究になるのは私は自由であると思ひます。ただこの法案の目的といたしてありますものは、そういう理論とか何とかを離れて、ただ日本の憲法に定めた國家の基本秩序を暴力によつて破壊せんとする、それを抑えようとするのであります。従ひましてその思想の右たる左たるを私は全然問わないと繰返して申上げておる次第であります。学者が教壇におきましてマルキシズムを生徒にお教えになるということにつきましては、これは御自由であります。決して本法案の關係するところではないということ繰返して申上げます。

何なる過程におきましても學問は自由なものであります。學問として御研究になるのは私は自由であると思ひます。ただこの法案の目的といたしてありますものは、そういう理論とか何とかを離れて、ただ日本の憲法に定めた國家の基本秩序を暴力によつて破壊せんとする、それを抑えようとするのであります。従ひましてその思想の右たる左たるを私は全然問わないと繰返して申上げておる次第であります。学者が教壇におきましてマルキシズムを生徒にお教えになるということにつきましては、これは御自由であります。決して本法案の關係するところではないということ繰返して申上げます。

○羽仁五郎君 時間の御都合もありませんかと思ひますので、あと一点だけ伺つておきたいと思ひます。

それはこのいわゆる人道主義との關係なんでありまして。昨日も質疑応答の際に、たとへば破壊活動のような種類の活動をされておる人でありましても、それが傷つて倒れてゐる、これに對して直ちに看護の手を差伸べ、医療の手を差伸べるといふことは、これは人道的活動でありまして、これに對しては如何なる法律を以てすることもできない。人道主義的活動、医療行為といふものはあらゆる法の上に立つ尊い行為であります。然るにこれが例へば、今纏帶してやるから、又飛出して行つて大いにやれといふような意味であるならば、これを取締るといふようなお答えをなすつておりましたので、私はこの点について非常に驚うるのであります。これは過去においてもことういうことがございまして、共産主義のかたであれば、結核になられてもな

かなか医師の治療を受けることがおできにならないといふ事実があつたのであります。又最近もどうかしますと、騒擾の際に、警官隊のほうの負傷者は直ちに救急車に救われるけれども……たとへば暴徒でありましても、その人が傷つて地面に倒れてゐる者に対して救急の手が差伸べられない、こゝういふことから延いて……私の伺いたのは次の点であります。延いて看護或いは医療に従事せられるかたが、半に医療なり看護なりをなす場合にも、これが非常に法に觸れる虞れがあるやうな虞れを抱いて、看護の手を差伸べ、救急の手を差伸べるといふ人道主義の義務を遂行する上に不安を感じられるやうなことがあると、私は社会の公衆のために、又社会の高いレベルの維持のために非常に重大な問題であると思ふのであります。

で、これらを含めましてさつきから申上げました第一の点、第二の点、それから今申上げておる人道主義といふものに恐怖を感じさせることがあつてはならないといふ意味を含めまして、法務総裁に最後に一点伺つておきたいのは、今この法案を提出せられたのは、法務総裁としては、最初の御答弁にもありましたように実に苦しい立場におありになるといふことを我々も十分了解しております。それでどうかこの法案によつて、今社会の良識者が驚えておるやうな不安のやうな方向に行くことを絶対に防いで頂きたい、これだけをお願いいたします。これはなか／＼法務総裁の直接の管轄の下にあられる特審局長あたりにしてもむづかしいことである。いんやんやこれが末端に行きまして、調査官に行きますと、今お話

のやうな、共産主義と共産党とはそこに或る距離があるといふやうな、法務総裁においては立派な御認識があらにやつても、調査官においてはそれが必ずしもむづかしい。それでどうかすれば本を持つてゐるといふだけでもその人をうるさく……、いわゆる任意調査でありましようけれども、悩ます。そのためにこの間こで宮城先生も續々流涕せられながら申されたやうに、若い青年の生活といふものは破壊されて來ます。そのために家庭も破壊されて來る。その点においていわゆる濫用といふ、或いは共産主義と共産党を間違へ、又共産黨員の平和な活動と破壊的な活動を誤り、或いは強いてそれを破壊活動と結び附ける、でつち上げをやるといふやうなことが起つて參りますと、これは到底取捨できないことになつてしまふ。私もさういふことを考へると實際暗然として涙を吞むよりほかなないのでありますから、どうか今日良識者によつて指摘されておるやうな改悪といふものが起らないやうに法務総裁が法務総裁の政治家としての又個人としての御良心にも基いて嚴重な態度をとつて頂きたいと思ひますが、如何でございませう。

○国務大臣(木村篤太郎君) 我々はさやうな御心配が一日も早く解消するやうにいたしたいと思ひまして、この法案の実施につきましては最善の努力をいたすつもりであります。

○委員長(小野義夫君) 速記をとめて。

○委員長(小野義夫君) 速記をとめて。

○委員長(小野義夫君) 速記を始めて。

○羽仁五郎君 意見長官に伺つておき

たいと思ひますが、法務総裁がお答えになりましたやうに、本法律案といふものは最小限度にとどめらるべきものであるという原則は、これは政府の根本方針だと思ひます。これは然るに先般來の審議の過程において政府委員の答弁を伺つておきますと、常にこの法案の最大限度を活用しようとしておる疑いが非常に濃いのでありまふ。で、これが私は本法案について先ず第一に非常に重大な点だと思ふ。で政府がその態度を、法務総裁がこの最小限度……法務総裁が念頭に置いておられるのは、いわゆる實際の社会秩序を根本的に破壊する内乱の活動といふやうなものを何とかして抑えて行きたいといふやうに考へてゐる。ところが政府、一般の政府委員の御答弁の場合には、人に依頼を受けて、或いは纏帶をして又出て來いと言へば、その看護婦も縛るのだといふやうなところへまで行く、ここに私は少くとも法務総裁を助けて、これを助けるこの地位におられるあなたが、立派な態度をとつて行かなければならない理由があるのじやないか。それで又特審局長や次長に對するあなたの法律上といふことになつておるか知らないが、法務総裁との關係だね、この特審局長や次長のこの本委員会における答弁といふものについては、みづから撤回されるべき答弁であると私は思ふ。でそれについてこれから伺つておきたいと思ふのです。第一は飽くまで明らかにしておかなければならぬのは、一片の法律によつて社会の治安は維持できるものではないといふことです。これが特審局長や次長にはどうしてもおわかりになつていません。で甚だ失礼だけ

れども、何通繰返してもわかつていない。そのためにこの法の解釈というのについて絶えずこれに厳格に解釈して行こうという態度をとっており、併し法は或る意味においては威嚇です。そういう意味でこの法は容易に実行するものではない、適用するものではない。でもあんな宝刀のごときものであつて、一旦緩急あればそれはこれを抜くけれども、併し日常茶飯事にこれを適用するものではないといふことが私は当然の態度だと思ふ。そのうでなければ、これを日常茶飯に適用されて、いわゆる任意調査をやられては、これはさつきも私言いましたように、一般知識階級は不安に堪えません。頭ばかりのようになつていて、ただ飯ばかり食つてうろ／＼して生活しているという人は調査されることもない。夏目漱石も言つていて、ものを考へるといふことは憂いの始まりだ。ものを考へる人間は調査官の調査の御厄介になるということになつてしまふなにか。ただ私はそこにあるのだと思ふ。先日この秘密会をわざ／＼開かれて、そして提出せられた書類というものをみるに、その書類たるや、果してこれが本法案の御審議に必要欠くべからざるような重要書類であるかということには疑いなきを得ない。それからこの共産党の活動というものについても、しば／＼共産党が武力蜂起をして社会の根本秩序を破壊しようとしている、こういうことを若し法務総裁が考へておられるとすれば、これは特審局長の報告によるものだらうと思ふ。併しながら私は、我々が頂戴したこれらの書類、これを虚心坦懐に読んでみれば、共産党が現在主張しておるところのも

のは、手段尽きた場合に我々は屈服しないといふことを言つておる。手段ある間はあらゆる手段によつて活動するといふことを言つておる。言つておるのみならず、その人々を現在国会に合法的に議員を送つて、その議員をして最大の活動をさせているのです。そのうしてみれば、先ずこの点からも政府の認識は誤つていないのじやないかと思ひますが、どうですか、意見長官に伺つておきます。

○政府委員(佐藤達夫君) 今のお尋ねの主たる内容は実体のことが重点になつております。

○伊藤修君 いや、この法律の最小限のものを目的としているといふ法務総裁のお考えですね、それが出ていないのじやないか。

○政府委員(佐藤達夫君) その一点は、先ほどのお言葉にも日常茶飯事に適用されるというようなお言葉がございしましたけれども、これは少くともこの法律そのものから当然に出て来る帰結として、日常茶飯事に適用されることは私の目を以て見ましてもこれはないと思ひます。先ほど来お話しになつておりますその濫用の問題というやうなことで、非常にこれを極端な濫用の場合を考へれば、これはそのほうの問題であります。この法律そのものから出て来る問題ではないと考へております。

○羽仁五郎君 そういうことをおつしやれるかどうかは疑問だと思ふのです。毎日の新聞を御覧になつておると思ふのです。法務総裁はお年寄だし、時間もありませんでしたので申上げなかつたのでありますが、全部これを読み上げましようか、毎日の新聞に特審局、警察官による人権蹂躪が行われて

おる。先ず伺つておきたいのは、九州大学に入つた特審局員は果して特審局員でないのかどうか。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。そうではありません。

○羽仁五郎君 ではこれは佐藤さんに伺ひますが、この特審局員を詐称した人間が現れたといふことは相当重大な問題だと思へないやうにませんか。

○政府委員(佐藤達夫君) それ自身は決して軽易なやさしい問題ではないと思ひます。

○羽仁五郎君 私は戦争中神戸で発行されていた、最も日本の本當の民主主義に對して同情を持つていた英米人の新聞のジャパン・クロニクルという新聞を今思い出したのであります。これは戦争が激しくなつて遂に発行停止を命ぜられた直前に書いた社説はさうならぬといふ社説です。そうしてその中にどういふことを書いてあるかといふと、ボーガス・ディテイクタイプ、偽刑事の問題を擧げてゐる。偽刑事が頻々として現れるといふことは実に驚くべきことだ、これは国民が刑事の前に手も足も出ないといふことになつておることだ、これは現在の九州の特審局員がこゝろで大学の中を徘徊しておるといふことは、特審局員に對しては国民は手も足も出することができない、これに手を触れようものなら何をせられるかわからない。実に恐るべき秘密警察がここにどん／＼できつ／＼あるといふことの端緒だと思ふのです。どうかこれはあなたが十分こゝろを考へてなつて、この警察官に對しては我々は恐れるところがなくてこそいふやうな警察法の精神は全うせられる。警察官を見たならば偽ものかどうか聞くこともで

きない。手帳を見せてくれと言つたら何をやるかわからない従つてそういう風潮から特審局員として九州大学の中を平然として横行することが出来る。これはあなたが今おつしやられるやうに實際からいへば、事件ではない。どうして特審局員を詐称する人間が現われることができたやうかといふことに對して特審局長はどういうふうな反省しておられるかどうか、この点を伺つておきたい。

○政府委員(吉河光貞君) 御質問の九州事件については極めて遺憾な次第であると思つております。詳しい報告はまだ手許に受けておりませんが、第一報は全然特審の局員ではないといふ報告が私の手許に参りました。私ども本局といたしましてはこれを調査しております。特審局員ではないといふ事實はほぼ明らかになりました。私どもの局員の名前を騙つてゐる／＼なしておる者が現れるといふ事態に對しましては、私どもといたしましては極めて遺憾な事態であると思つておる次第でございます。まして、こゝろを事案をつかみましますときには、必ずそれを調査して明らかにしてゐるやうな次第であります。先般も北海道であつたかと思ふのでありますが、特審局員を詐称いたしました何れが詐欺行為をやつたといふやうな事態がありまして、これも調査いたしました。犯人は検査されておるといふやうに聞き及んでおるのでありますが、今後といへば嚴重にこゝろを点検調査して行きたいと思つております。

○伊藤修君 今の問題につきましても伺ひしておきたいのですが、特審局員ではないかも知れんけれども、いわゆる調査団ではないのですが、若しくは

情報提供者といふやうなものではないのですが、我々が新聞を通じて感ずるところのものは、それによつて金銭を騙取するとか、特段に何らかの利益を目的としておるとしか考へられないのです。然るにそういうことをあえてするといふのは、何らかそこに根拠がなければならぬと思ふのですが、普通の人がそんなことをやつたところが何らの利益がないのですから、その人が特にそういう行動に出たといふことは、それによつて何らかの情報を得て、それをあなたのほうに提供して金銭的に恩恵をこうむるやうと、こゝろを考へるか、又従来そういう関連の人ではないのですか、その点どうですか。

○政府委員(吉河光貞君) 的確な報告はまだ聞いておりませんが、現地でさうなトラブルが起きましたときに九州支局の調査課長ですが、連絡を受けまして、すぐに駆けつけてみたところが、全然人違いで、特審局の者ではないし、見たこともないといふので、何か御当人がすぐその場で兜を脱いだといふやうなことが伝えられておるのであります。まして、なお詳細調査中でありまして、これは全然関係のない者であるといふやうに考へております。

○羽仁五郎君 これは意見長官にお願いしておきますが、この事件については法務総裁に慎重に報告して頂きたいと思ふのです。

それで端的に申し上げますれば、引続き特審局員を詐称する人が現われるやうであれば責任をとつて頂きたい。これはどういふ意味で申上げるかと申しますと、これは特審局の人間でも何でもない外部の人間が特審局員だといふことを詐称することに特にパーマネン

ト・オフィシャルズは責任を感じると
思う。併し政治家はそんなことを感じ
ることはできません。この特審局の実
際の運用の上に根本的な誤りがあれば
こそこれを許す人間が出て来る。
世間に、例えばどうして朝日新聞社社
員を許す人が、たまには現われて
も、少いかと言え、これは説明しな
くともおわかりになるだろうと思いま
す。抵抗することのできるものなん
です。本物かどうかということをおかし
なことを言うならば、併し秘密警察、
併してその背後には恐らく人権蹂躪す
るもあえてするといふ、そういう秘密
警察に対しては国民が手を出せないとい
うことは、これは当然です。です
から今北海道にも現れた。こういうよ
うに各地に特審局員を許す人間が
現れて来るというところは、即ちその
人は局の人間ではないから知らないとい
う答弁で済まされる問題ではない。
これはあなたに、法務総裁にも
おわかりになると思ふ。これは特審局
のやり方に国民がその前に戦慄するよ
うなやり方があるに違いない。直ちに
それが偽物かということが国民が明ら
かにすることができない。なぜ偽物だ
か本物かわからないか……併し特審
局員だというのが発生する虞れがあ
る。ですから、今九州に起り北海道に
起つたのは直ちにそれがそうだとはい
は言うのではない。併しジャパン・ク
ロニクルが指摘をしていたように、統
統として特審局員を許す人が現わ
れるような場合には責任をとつて頂
きたい。如何なる責任をとるかとい
う、それは公安調査庁の運営が秘密警
察に化しておるといふ点があるといふ

ことです。この害たるや実に重大であ
りまして、この国民に与える不安、こ
れは政治的に責任をとるべき問題で
す。私は内乱が起りそうになつたら政
府が責任をとるべきだと思ふ。政府の
交替によつて内乱を防ぐことが一等い
い方法なんですよ。そのために選挙もあ
れば又政変政治ということもあるん
です。その点と関連して来ることで、
余りに無理なことが行われて行く場
合には、政府みずから責任をとらなけ
ばならない場合があるといふことを考
へますが、この点については意見長官
どうお考えになりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 主として法
務総裁にお伝えすべき事柄であると存
じますので、十分お伝えしておきたい
と思ひます。

○羽仁五郎君 これは例えば我々の場
合には絶えずそういう責任をとりま
す。自分のやつたことじやないからと
言つて責任を免れて恬として恥じない
といふことは、紳士として恥すべきこ
とです。特審局長として、特審局員を許
する人間があつたといふことは、僕
は恐らく飯が食えない、夜も眠れない
くらいの問題だと思ひます。その点に
ついて十分、単に形式的な御答弁でな
く、そういうものは何れ、日本は八千
三百万の人口がある、だからたまには
特審局員を許す者もあるでしよ
う、朝日新聞社員を許す者もあるでし
やう、朝日新聞社員を許す者もあるで
しやうといふふうにお答え願ひたく
ない。而も今この問題について言つて
いるのではない。今後万一そういう者
が頻々として現われるといふことにな
つた場合には覚悟があらになるのか
どうかといふことを伺つておきたい。
それをお伝え願ひたいと思ふのであり

ます。

それから第二に、やはりさつきの法
務総裁の御答弁の御趣旨から伺つてお
きたいと思ふのは、この法律だけで治
安を維持するのではないといふことを
もう少しはつきりあなたから答えて頂
きたい。これは今自由党なり現政府に
社会政策を言う能力があるのかないの
か、これは別の問題ですから、今やつ
て見せろといふふうには無理なことは私
は申上げておるのではない。できない
のかも知れない。併しできない場合には
他の、例えば一つは社会政策ですが、この
社会政策が不十分である場合には、それ
のバランスにおいて本法の適用という
のがよほど緩和されなければならぬとい
うことが、私は法務総裁が若し本気で本
法だけによつて治安を維持するのではな
いと言われる場合には、そこから出て
来る当然の帰結だろうと思ふ。

第二に、この本法が目的としてい
るところの破壊活動をなすところの政
治的な主義主張、政治的な主義主張の
中に破壊活動をなすといふいろいろの
主義、そういう主張です。それに対し
てこれはやはりその何分の一かは、そ
ういう主義主張に対しては他の主義主
張を以て闘わなければならないといふ
ことを含んでいふと思ふのです。第一
は社会政策、第二はアイデアに対して
アイデアで闘つて行くといふことがな
ければならぬ。それからいわゆる言
論、特にここで問題になつて来る機
紙などに對する処分の関連して来ます
が、この機紙に對しては、新聞に対
しては新聞を以て闘ふといふことが、
先ず本道であるのです。それをなせと
言つても、それは今なか／＼政府で
は機紙を發行することはできない

し、一般の社会の、朝日なり毎日なり
有力な新聞があるのです。例えばアカ
ハタが現在百万の發行部数を以て日刊
されましようとも、それに対して朝
日、毎日、読売といふのが三百万なり、
或いは合計すれば一千万内外の日刊の
部数を以て發行されているのです。そ
ういふことを無視して、アカハタが発
行されるといふことにだけ不安を感じ
し、本法を適用するといふことは、若
し法務総裁がおつしやることは、本
気でおつしやると思つてゐるならば、私
は成り立たないと思つてゐるのです。こ
の先ず二点について伺つておきたい。

そういふお尋ねが私にございまして、
私はどうもその法律關係を扱つておる
いわゆるキヤリア、サーピスとして、
身に余るお尋ねだといふ前書きはしま
したけれども、併し結局今羽仁さんの
おつしやるようなことはこの間お答え
したわけでありまして。これは結局先ほ
どの法務総裁の答へにも又繋がること
なので、このお言葉のはし／＼にはそ
れは考えなければならぬことはあると
思ひますけれども、重点においては
おつしやる通りであつて、勿論この法案
は避け得ない現実の危険を排除するだ
けであつて、その原因をこれとめよ
うといふことは、到底この狙いでもあ
りませんし、これでできることでもな
い。やはりその下にはお言葉にありま
したように、衣食足つて礼節を知ると
いふことになれば、泥棒もなくなるだ
らうといふような考え方から来る、素
朴な言葉で言へばそういう意味での社
会政策的な措置が裏付けになつていな
ければならぬ。又言論に對するに言論
を以つていふような点から言へば、
批判力の養成といふような形で、或
いは教育の面に繋がるかも知れないとい
つたようなことをお答えしておつたわ
けでございます。

○政府委員(佐藤達夫君) 先だつて羽
仁委員いらつしやいましたかどうか覚
えておりませんが、丁度片岡委員から
そういふお尋ねが私にございまして、
私はどうもその法律關係を扱つておる
いわゆるキヤリア、サーピスとして、
身に余るお尋ねだといふ前書きはしま
したけれども、併し結局今羽仁さんの
おつしやるようなことはこの間お答え
したわけでありまして。これは結局先ほ
どの法務総裁の答へにも又繋がること
なので、このお言葉のはし／＼にはそ
れは考えなければならぬことはあると
思ひますけれども、重点においては
おつしやる通りであつて、勿論この法案
は避け得ない現実の危険を排除するだ
けであつて、その原因をこれとめよ
うといふことは、到底この狙いでもあ
りませんし、これでできることでもな
い。やはりその下にはお言葉にありま
したように、衣食足つて礼節を知ると
いふことになれば、泥棒もなくなるだ
らうといふような考え方から来る、素
朴な言葉で言へばそういう意味での社
会政策的な措置が裏付けになつていな
ければならぬ。又言論に對するに言論
を以つていふような点から言へば、
批判力の養成といふような形で、或
いは教育の面に繋がるかも知れないとい
つたようなことをお答えしておつたわ
けでございます。

○羽仁五郎君 そこで伺つておきたい
のは、吉田総理や法務総裁はとき／＼
共產主義のイデオロギーに對してはイ
デオロギーを以て闘つたらどうかとい
う我々の質問に對して、或いはこれは
幾分ユーモアを含んでお答えになるの
かも知れないから、或いは余りまじめに
とつてはどうかと思ひますが、共產主
義のイデオロギーに對して闘ひ得るだ
約の討議のときお答えになりました。

社会党の吉川末次郎議員が、そんなこととどうして総理大臣がやれるのかというお叱りがあつたことがありますが、私は総理なり法務総裁なりは本気でそういうことをお考えになつてゐるのではないと思ふ。本気でそういうことをお考えになつてゐるならば、現在の主眼になつて来た今日の時局を担当する能力がないということをお認めせられることになる。

そこで伺つておきたいのは、従つてこの公安調査庁長官の資格ですね、このかたがいやしくも、これは宮城委員からもこの間御質問がありました、今までも昔の特高の経験がある、或いは今まで警察の署長をやつてゐた、或いは今まで特審局において活動しておられたというかたが私は適當であると思ふ。なぜそうであるかといふと、今の二つの点が關係して来るであらう。勿論この二つの点は、特に政府のこの法案の立て方からいいますと、必ず審査委員会において今のような政治的政策の面も考え、或いは他の新聞がそれらの機関紙と相對してもつと優越的な力を以て発行されてゐるという一般的な情勢ですね、一言で申し上げれば、本當に政治的な判断を以てこれが規制の対象となるべきかどうかということをお考えになるのは、先づこの政府の法案の建前から言へば委員会でしょう。併しながらこの公安調査庁の長官がその点において認識の欠ける人たつてあると、本法というものは實際これは運用しやなく、この法の運営そのものが誤つて来る。これは私は一般に今日の日本の良識を代表する人々が感じておる第一の不安だと思ひます。そこ

でその点について公安調査庁の長官たる人は如何なる能力を持つてゐなければならぬか、これはいふゆる思想警察の経験を持つてゐるというふうなことは欠格の条件となり得るかどうか、そしてこの公安調査庁長官たる人は、十分に社会的な識見を持つてゐる、従つて新聞といふようなものの実際の活動についても十分識見を持つてゐる。一言で言へば、そうした政治的な識見のある人を必要とするのじやないか、これは法律によつて聞いているのじやないから、そういう法律を御覧にならなくてもよろしいが、あなたが常識に訴へて、この間宮城委員の御質問に対しては、特高の上りとか警察署長の上りとか、そういう者を調査官に任命する氣持はないといふふうなことを申されておりましたが、今日特に伺つておきたいのは、公安調査庁の長官についてどういふふうなことが適當であるといふふうにお考えになつてゐるか、その点をどうか一つあなたの良心に基いてお答えして頂きたい。

○政府委員(佐藤達夫君) これは只今私が政府委員としてお答えすべき御質問かどうか知りませんが、いさぐれにしまして、実は今公務員法をくつておつたわけでありまして、公務員法の原則から申しましても、その仕事に厳正公平に行なわれようとする人をそのポストに當てるということが一貫した根本原則、即ちその人のその職務についての適格性を判定する根本原則であるのです。従ひまして抽象的で大變申訳ございませぬけれども、そういう人その人が、第三者が見てもその点に信頼のおかれるような人がその場所にすえらるべきものであるといふふうに考

えます。

○羽仁五郎君 それでは大變恐縮であります。さつきと併せてどうか法務総裁に私の質問の趣旨をお伝え下さいまして、願ひます機会にお答え頂きたい。繰返して申し上げますが、第一は特審局員を詐称する人が引続き現われた場合です。これはもうすでに現われてゐますから、今後継続又は反覆して現われるというふうなことがあるならば、その際にその責任をおとすことになるか、それとも無責任にお考えになるか。それから第二は、公安調査庁長官といふ人はどういふ人であるか。要點はいわゆる特高警察なり特審なりといふ経歴の人が適格であるといふふうにお考えになつてゐるか。それともそうでなく相當の政治的識見といふものを持つてゐる。従つて議論、學問、思想、そういうものについての理解の深い人かといふことが必要であるといふふうにお考えになつてゐるか。これは先づこの点の問題もよく私には實際の問題として今後本法を運用される際に、本法に對する社会の良識を代表してゐるか、この不安の大きな原因であると思ひますので、その点についてどうか十分形式的でなしにお答えしておいて頂きたい。そのお伝え方は、意見長官にどうか誠意を以て伝えて頂きたいと思ひます。それからこれは御承諾願つたことだといふふうに考えますが、その際に特に附加えて伝えて頂きたいのは、共産党に對して、イデオロギーに對してイデオロギーを以て闘う自信がないといふようなかたでは困るといふことです。やは共産党に對して、共産主義に對して、

或る確固たる政治上の確信を持つてゐる人でなければならぬ。併しそれは八紘一宇とか日本主義とか日本何とかいう過去の古いイデオロギーにや困る、やはり近代的なイデオロギーを持つてゐるかたでなければならぬ。一言でいへば私はそう思ふ。従つて共産主義に對しては相當同情的な、さつき法務総裁がおつしやつた程度にでも結構です。共産主義と共産党といふのは違ふ、その共産主義そのものもいろいろの場合に違ふ。もう共産といふ字がつけば絶対いかに、社会主義もいかにといふようなものじやない。社会主義、一般社会民主主義に對する理解があるといふことが私は必要だと思ふ。そうでないことが法の濫用じやなくして、運用そのものが危険だと思ふので、その点をお願いしておきます。

それから續けて伺つて行きたいのは、やはりこれはそういう事実があるから伺うのですが、挑発された場合です。いわゆる特審乃至今日の公安調査庁の調査官或いはそれらと関連のあるような人、大体そこへ限定してもいいのですが、そういうふうな人々が挑発して事件を起したのではないかと疑われる事件が我々の心をいためております。これはまだその事実について詳しく申し上げませんが、例へば今問題になつておられます岩ノ坂上交番事件といふものについては二通りの報道があります。一つはあそこの労働組合員が岩ノ坂上交番の前を、交番はこの頃狂暴性を帯びてゐるからこわいからといふので、道路の反対側を静々と行進して行くときに、その行列が半ば進んだときにその交番からいきなり発砲した。そこで驚いてその交番と對抗の

姿勢をとつた。そしてそこで射殺した人の死体を交番の前まで運んで行つて、これを交番を襲撃したから射殺したといふふうにしたのだ、実にけしからぬといふ報道が、これは相當に信頼し得る新聞紙によつて私は読んだのであります。今の特審局などが危険視してゐるような新聞ではまだないだろう、後日は知らんこと……。現在において一般に買えて読める新聞にそう書いてありました。而もこれは法律關係のかたがたです。ですから満更でたらめに書いておるといふわけでもなからうかと思ふ。そうすると翌日の新聞には、今度は恐らく政府側の発表であるといふことが、行列は交番の前を進行して行つて、行過ぎて、それからユー・ターンをして、ユー・ターンとか何とかいふことは最近警察でやたらに使う用語ですが、ユー・ターンをして、そして三方から交番を襲撃をしたと書いておる。そうすると少くとも事實は一つは明らかになつたわけですから、交番の前を通つたときはかなり離れて通つた、そのときには何ら交番に對して襲撃的な活動をしていない、冷静にしたといふ、こうした二つの報道がある。

それからこれも新聞で御覧になつたかどうか知りませんが、去る二十九日の神田の共立講堂において行なつたアジア不戦の夕といふ会があつて、その会が終つたあとにこの人だかわからない人が一人入つて来てビラ等を配つておつた。すると会場で誰か品物を盗まれたといふ事件が起きて、そこでその会を主催してゐたかたがそれを調べた。調べたところが突然その人は人殺しと大声を發した。それを合図に

数十名の警官がそこに乱入してそこにいた人を、坐つていた人を除いてそこに居た人をひくくつて行つた、ひくくつて行つて拷問を加えた、こういうのです。それを私は社会タイムズによつて見まして……、前のほうは人権民報、あとは社会タイムズですが、この拷問は実にひどいと感したのです。而もこの拷問は全く治安維持法時代の拷問と同じような拷問になつておる、我々が受けた同じ拷問を始めておる。これはこの記事だけを以て真実なりや否やといふことは断言できないが、こうした事実が最近至る所に起つてゐる。警官がややもすれば民衆を叩くということが頻々として最近起つてゐる。こういうことも果して真実なりや否やはまだ調べてみなければわかりませんが……。

そこで伺いたいのは、それらについてすべて答へて頂くというのではなくて、本法を適用する政府の側からいへば、挑発に類する行為、又は挑発があつた場合には、そこから起つたところの破壊活動というのに対して本法を適用することができないと私は思うのですが、どうですか。

○政府委員(吉河光典君) 挑発のごとき行為は絶対に許されないことは申すまでもないこととあります。でいろいろと挑発なりや否やにつきまして各種の報道もあることと思ひますが、真実は十分なる調査又は調査によつて判明さるべき問題であると考えるのでございます。挑発した事件を取上げるといふことは許されないと考えております。

○委員(小野義夫君) どうですか、この辺で午後には譲りましようか。
○羽仁五郎君 はあ、ちよつと……。

特審局長から大変立派なお答へを頂戴したので、私もこれに対する認識を新たにしなければならぬというふうに考へておるわけですが、(笑聲)これはどうかその趣旨を守つて頂きたい。いやしくも挑発した、その結果起つた事件に対して本法を適用するということには許されぬ。これはいろいろかましく言へばいろいろ法律上の議論もありましようが、こういう挑発されたんであるうと何であらうと、そこで実情が起つたという場合もありましようが、本法は法務総裁がさつき言われたように、最小限度の措置であるという立法の精神から言へば、私はもうくどくどした二義的な議論はすべて消え去つて、いやしくも挑発によつて起きた事件を本法適用の対象にするということとはしない、許されぬという方針を厳守して頂きたい。何故さういふことを申上げますかという、學者の中に、例えば戒能通孝氏は述べておりましたが、本法を適用して或る政党や組合をつぶさうと思へば、警察官の生命一つを犠牲にすればできるということを一つを犠牲にするに過ぎぬといふことを言つてゐる。こういう深い不安が相當の學者の中にもあるといふことはこれから来るのですから、これを一掃せられるために、今の特審局長の御答へは私の伺つた通りで間違ひないといふればそれは是非厳守して頂きたい。

○委員(小野義夫君) ではこれで休憩いたしまして、午後は一時から始まります。
午後零時一分休憩
午後一時三十分閉会
○理事(伊藤修君) それでは午前中に引き続きして法務委員会を開会いたします。

○羽仁五郎君 午前の最後に政府のお答へを頂戴しておいたことなんでしょうが、時間がなかつたのでそれに関連した問題を午前には述べることができなかったたので今それを述べさせていただきますと思ひます。

それは法務総裁にも伺ひまして、本法はナチス、ナチズムといふものと同一ラインの上に立つたものでないといふ法務総裁はお考えなんですか。そこで今度伺つておきたいのは、御承知のようにナチスは共産党を非合法化し、続いて社会民主主義政党を非合法化し、続いてあらゆる民主主義政党を非合法化しました。その最初の方法は一体どういふことをやつたのかと言ひますと、一番最初に国家公務員の争議権を奪うといふことをやつたのであります。これはまだナチスの時代ではないので、ドイツが第一次大戦によつて敗れて、さうしてその敗戦の経験の中からワイマール憲法という模範的な憲法を作つた。その憲法を作つてまことに三年ほどたつた、一九二二年から三年にかけて日本と丁度同じように、ドイツも国営事業が非常に多いですから、従つてその国営事業の従業者の大ストライキが起つた。これに対して当時の大統領の命令に基いていわゆる公務員のゼネストを禁止し、続いて公務員の争議権といふものを奪う立法をやつた。日本も同じようなことをやつております。それからその次に政府の意見を質しておか

なきやならんと思ふのは、大きな事件として起つたのはヒットラーが政権をとつたその直後のいわゆるドイツ帝国議会の放火事件といふことです。今となつて見ますれば、このドイツ議会の放火事件といふものは、ナチスが共産党内に、恐らくは黨員であつたか或いは一時黨員であつたような人を誘惑して、さうしてこの人に議会で火を付けさせて、さうしてこれを以てドイツの国家組織の基本秩序を破壊する陰謀を共産党がやつてゐるという理由から共産黨員すべてを逮捕し、続いてこれとの関連において社会黨員を逮捕するといふことをやつたのです。これは政府もよく御承知の事実です。

そこで今現在日本の知識人、或いは良識あるかた々が非常に心配してゐる一つの問題がここにある。つまり破壊法といふものはどういふふうにして使ふものだらうかといふことについて問題があるのです。それで午前はこの挑発によつて起つて来た事件といふものを本法の取締の対象とはしないといふ立派な答へがあつたのですが、なかなか今も申上げましたやうな、或る一個の政党といふものを非合法化するといふ目的を以てその黨員に対してその判断を誤らしむる、さうして例えばこれは口にするに忍びないこととありますが、日本の国政最高機関といふものに對する破壊活動といふやうなものを挑発する。さうしてその破壊活動といふものに結び付けてその政党を非合法化しよう、解散しよう、その準備としてこの法律案を出してゐるのじやないかといふやうなふうにとらへられてゐるゆゑは、決して私はその理由なしと言ふことはできないと思ふ。

それで本来ならばこれは総理大臣なり法務総裁からお答へを願ふべきはずでありますけれども、その点について現在の法案について政府の責任をとつて

おられる政府委員から伺つておきたいのは、さういふ意図は勿論ないことは伺うまでもありません、伺つておきたいのは、さういふ類の事件の発生といふものは絶対に許されないものであるかといふことをこの際はつきりしておいて頂きたい。もつと質問を一般的に質問にしますと、本法案は或る政党、或いは或る組合といふもののその活動を制限するために、その組合その政党と或る刑法上の犯罪或いは内乱、列事転覆といふものを結び付けるやうなことは絶対許すものでない。いわゆるさういふ疑いがあつた場合には、本法案の示す行進に対する規制、機関紙に対する規制、又その団体に對する解散の規制といふやうなものはかけらるべきものではないといふふうに私は確信しますが、その点について政府がはつきりお答へになることが私はできると思ふ。今の現在御出席になつた政府委員からお答へ頂いて、十分であればこれは次の機会に法務総裁からでも是非その点をはつきりしておいて頂きたい。即ち本法案は何故に団体を規制すると言つて、その団体の目的或いはその団体の本来の性質とは関係のない刑法上の犯罪と団体を結び付けようとしてゐるのであるか、そこに問題がある。これは非常に重大な問題でありまして、個人の場合で言へば、例えば吉田茂さんといふ首相を倒そうとしてこの人に、総理大臣としての主義、主張のところで争うのが堂々たる行き方です。ところがその主張を何かほかのほうに結び付ける、或いは刑法上の犯罪に結び付ける、或いは私交上の非行に結び付けてこのかたを倒すといふことは、私は民主主義の上で殊にこれは避くべ

きことだと思ひます。それでそういうことがとき／＼行われていることを私も見ておりますが、私自身はできるだけそういうことをしたくない。前法務総裁の大橋君にしてもそういうような問題が随分ある。併しながら政治上の問題は飽くまで主義、主張で争つて行くべきです。従つてこの法案が何故に政治上の主義、主張を持つてゐる政党や組合というものを、この第三条第一項の二の政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対するため、左に掲げる刑法上のそれ／＼の罪というものを結付けてやるか、ここに大きな問題があると思う。先ず第一に伺つておきたいのは、いやくも政治上の主義、主張を持つた一つの政党或いは組合、これを今申上げたような刑法上の罪とか或いは本法に掲げておるところの破壊活動というやうな罪と結び付けて、その政党なり組合なりを解散するといふやうな意図が疑われるやうな事件といふものに對しては、本法は絶対に適用されることはできないといふことがお答え願えるかどうか、この点を先ず伺つておきたい。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。ドイツの過去の歴史につきましても、非常に私どもとしても参考になる御指摘がございました。この破壊活動防止法案の運用につきましても、或る特定の政党又は組合を目標といたしまして、これに規制をかけるというやうな意図を以てここに列挙されておりますやうな暴力主義的破壊活動がこれらの政党や組合によつてなされたといふやうな意識的工作をするといふことは、絶対に許さるべきものでないと考えております。

○羽仁五郎君 只今の御答弁は、政府の正式のそして唯一の御答弁であるといふやうに伺つておきます。なおこの点については政府委員から法務総裁によくお話を願つて、次の機会に或いはその点について改めて又伺つておく必要を生ずるやうなことがないやうにして頂きたいと思ひます。

これは実に重大な問題なんです。でありますから、政府は恐らくこの点を考慮されて、本法案に對する説明の過程において共產党という言葉をできるだけ避けるやうに努力をしておられるのは、そこにあつたやうに思ひます。ところがここに今の間に引續いて十分に伺つておかなければならぬと思ひます。これは、これが一般の調査官なり、或いは本法の運用の上において、共產党がこゝろに解散、即ちこの規制の中に解散をも含むのですが、そういう規制をかけるというやうな活動を行われる虞れが多分にあると思ひます。或いは特審局といふか、現在の政府委員の中に、もやういふやうな考えを持つてゐるかたも或いはあるのじやないか、これは実に危険なことでありまして、勿論私は、如何なる政党であれ、本法に掲げるやうな破壊活動をやつた場合に、それが本法の規制の対象となることは、それは本法によつて規定されてゐることで、それを私が賛成するか反対するかは別として、この法律の性質上、さういふやうになつてゐるということ、これは、この法律を説くばわかるのです。問題は、この法律を使つてさういふことをやるというところは絶対に許されないと。思ひます。そういうことをなすつたならば、この法律は無効ですよ。私はこの法律は他の点からいへば、な点で無効ではないかといふことを恐れるのですが、併しながら今申上げたやうな意図を以てこの法律を用いられたならば、その瞬間からこの法は無効になる。従つて今の点はどうか、仮に本法が成立してこれが運用される場合に、基本的な方針として末端に至るまで徹底せられて、いやくも本法を利用し、一つの政党或いは一つの組合といふものを解散する目的を以て、その政党或いは組合等を何らかの刑法上の犯罪と、或いは本法に言う犯罪と結び付けてやうな計画をなし、又はそれを実現するといふことは絶対に許されないと。それは本法を根柢から覆すものであるといふことを明らかにせられる意思があるかどうかを伺つておきたい。

○政府委員(吉河光貞君) 誠に私もとして重々反省しなければならぬやうな点について御質問がございました。謀略的な意図を以ちまして本法が運用せられてはならぬといふことは、誠に御質問の通り本法運用の鉄則であらうと考えております。こゝろ趣旨は飽くまで末端におきましても徹底するやうな努力をしなければならぬと確信しております。

○羽仁五郎君 非常に立派な御答弁を頂戴しておりますが、それが今申上げたやうな意味において、法務総裁もその点において十分認識を新たにせられ、又仮に本法が成立した場合の運用の際には、第一にそれらの点が末端の調査員に至るまで徹底せられるといふ努力をなさるといふやうに伺つておきます。それから先を今度は伺つておきたい

のです。それにもかかわらず、さういふ事件が起つた場合に、これはどういふやうな責任をおとりになりますか。

○政府委員(吉河光貞君) 勿論長官初めその御に當る幹部はその責任をとななければならぬと考えております。

○羽仁五郎君 そこで、今まで殆んど一月間に亘る本法についての審議の過程において政府も非常な努力をなさつたが、各議員も非常な努力をなさつて、その質疑応答の際に政府の見解としてお述べになつておること、今政府がお述べになつておる御趣旨と相反するものは全部これは無効であらうといふやうに思ひますが、これはどうでしょうか。

○政府委員(吉河光貞君) 私どもとしては、本法案の公正な運用を期する上におきまして、いろ／＼と御質問にお答えいたしておるわけでありまして、併し今羽仁先生から御指摘がありました。十分さういふやうな点につきましては、末節に至るまで反省したいと考えております。

○羽仁五郎君 今申上げましたのは、少し言葉が足りませんでした。真正面から對立するやうな御答弁というやうな意味じやないのです。いろ／＼細かい点におきまして、さういふ点まで追及して行くといふことになる、今のような御答弁と相反する結果になるといふやうな点があつたといふやうに私は思ひますので、この点は一々こゝで挙げるということは大変な時間です。から、趣旨の上において、今お答えになつた、つまり本法を利用して或る政党或る組合を解散し、又はその機関紙の発行或いは集团的行動といふものを制限するといふやうなことは許されな

い、その場合にはさうした誤つた行動をとつた人々が責任をとるといふ御趣旨において今までの御答弁を伺つておくといふ意味です。

そこで次に今度伺つておきたいのですが、これは本法案の政府のお考えを伺つておる間に非常にはつきりして来ましたが、これは、政府の考えが絶えず動揺しておることです。その第一は、この法案は共產党を非法化しようとしておるのか、それともどういふ団体であらうとも、破壊活動をやさうとするものを取締ろうとするものかといふこの二つの点です。政府が絶えずその点において動揺しておられるという事実を私は一々指摘しませんが、そこで伺つておきたいことが一つあるのです。それは、どういふわけでこの法律案といふものが共產党を非法化するといふ法律案として立案されていまいかといふ点ですね。これは先日文化人、學者のかた／＼との懇談会の場合にも、関君からさういふやうな点について御答弁がありました。御答弁がいつも動揺しております。それでこれはよほどはつきりなさらないと私はこの法律案を通すわけには行かないと思ひます。これは國民が、我々がこの点をいまいにしてしまふといふことは許さない。そこでこの際この点をはつきりしておかなければならぬのですが、その点はどうか。

○政府委員(吉河光貞君) この法案は共產党の非法化を目的とするものではございません。この法案は、如何なる政党その他の政治団体又はその他の団体にいまして、この法案に規定されておる暴力主義的な破壊活動をなす、又は将来なす危険がある団体を

対象とするものであります。

○羽仁五郎君 これは動かない御答弁として伺っておきます。これは今日の午後の最初の質問に密接に關係して来るからです。若し政府がこの法律案を以て暗々裡に共産党を非合法化することを目的としておられることがあるならば、私は堂々とそういうふうな態度を明らかにして議会の審議を受けられるのが当然だと思ひます。本當にそうじゃないと、今特審局長がお答えになりましたのが、政府の公式の唯一の見解であるというように伺うとするならばいいですが、その点は常に一貫していなければいけません。いやしくもその点において動揺して揺り動くような御答弁をなさることはこれは非常に危険です。なぜかという、今日の午後の最初に伺つたような問題がそこから発生して来るような虞れが多分にある。私は今日の午後の最初の問題は、組合を解散するような目的に本法を利用するようなことは絶対に許せん。又、そうした責任者はその責任をとるといふふうに伺つてゐるのは、それとすて、ここで關係して来る事柄なんです。で、この法律案の立案の趣旨というものは、共産党の非合法化というものを考へてゐるのじやないというのが政府の唯一の見解か、それとも共産党の非合法化というものを考へてゐるのだと言ふか、この二つが政府の意見なのか、これはそれをこまかくすることはできません。共産党であらうと何であらうと、破壊活動をするものを規制の対象とするのだというふうに答へればいいのか、というふうに政府委員はお考えにならないで頂きたい。そういう小さな問題ではあります。この法律が一体、そ

れこそ本當にこの議会で火を付けて、それを共産党員が付けたのだと言つて共産党を非合法化する。即ちナチスの方向に一目散に行く。国民はとほ／＼とそのあとを悔れについて破壊の淵に導かれるというところは、これは吉河君でも関君でも絶対に願うことではないと思ひます。そういうことは絶対に願うことではないというふうにお考えになるならば、今のお答え、即ちこの法律案は決して共産党を非合法化せんとするものではないという点が徹底していなければいけない。これはやつぱりこの法運用の際には私はつきりとされ

うな御質問の趣旨に副いたいと思ひます。

○羽仁五郎君 この政府が、本法について絶えず動揺しておるといふ一番重要な問題は今の問題です。それで私はこれは多少意見にわたりますけれども、例えば大内先生のようなかたが、共産党にできるだけ合法的な活動を認めるといふ方向に行つてもいいといふように、それこそ誠心を吐露して言われるゆゑんというものがそこにあると思ひます。それでこの法律案を成立した時に、急いで共産党の非合法化をやるといふようなことは、飽くまで我々も阻止しますが、政府もこれを阻止する責任がある。これだけ共産党が合法的に活動すること、それに對つて我々の努力をすることが民主主義を守る方法である。これは私は決して共産党を非合法化を非難するのじやありません。日本国の憲法を非難しなければならぬ責任があるからです。この点は今のお答へのように是非して頂きたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) 誠に御質問の趣旨一々反省すべき点であらうと考へております。特に私どもが法律万端と申しますか、取締万端の堅持を以てこの法案を運用してはならないという点の御指摘は、この法案運用のやはり基本原則になるものと思ひます。

○羽仁五郎君 次に伺つておかなければならないのは、特に問題が今度はだんだん具體的になります。団体に對

する取扱いです。団体に対する取扱いは何一つありません。この点については多々いろいろな問題がありますが、今の問題と関連して来る、つまり政府が絶えず動揺している、動揺している、非常に危険だ。これは他の委員会との連合委員会の席上において或いは労働委員会の原虎一委員、或いは中村正雄委員、和田博雄委員、菊川孝夫委員、それから本委員会においては内村委員、又片岡委員、それらのかたから実質に詳細に御質問があつた点です。即ち労働組合がその中に……まあ先に申し上げた連合委員会の場合には、そのいわゆる役員ですね、中央委員会なら中央委員会の中で少数派であつて、その決定に反対したけれども、併しながら多数によつてその決定がなされる、そしてその決定によつて破壊活動がなされたという場合に、この少数の役員という者は役員たることを停止せられるかどうかという問題であります。これについてのお答えは、この今の条項の原則として、この規制は最小限度にとどめらるべきだというふうに書いてあるから、従つてこの少数派の反対の役員に対しては役員を排除するという規制は行えないものというふうに思うという御答弁でしたが、現在でもその通りですか。

○政府委員(吉河光真君) 誠に御質問の通りであります。

○羽仁五郎君 それから片岡委員の質問に対するお答え、これは片岡委員の御質問は、そうした組合、或いは組合に限りませんが、政党の場合もそういうことはありますが、そのフラクションの活動がある、そのフラクションの活動が、事実最近の進歩したフラク

ション活動というものはなか／＼本法で以て擧げているようないろいろな条項を充たしてないのです。どこから来るか、誰が誰と連絡して来るかというのとわからない、そういうものだが、併し同時に極めて活発である。それでその政党なり或いはその組合なりの大勢を動かして行くだけの力がある、そしてそのフラクションの活動によつて組合なり何なりが破壊活動をなした場合には……、いいですか、それから先が問題ですが、どういうふうになるかという点について、片岡委員は今日御出席ありませんが、政府のほうの御答弁は納得しておられませんか、私も脳で伺つて納得できないのです。併し簡単に私は伺つておきますと、その際に一番問題になるのは言うまでもない。そういう破壊活動の責任をその組合に負わせることはできません。ね、これは御答弁ではつきりしている。それからその近代的な極めて進歩したところのフラクションというものは、これは捕えることはできないのです、事実ね、わからないのですから。で、仮に捕える努力を十分なものとて、それでも捕えることができないという場合の、或いは捕える努力をなさろうとする場合、いいですか、その際に今伺つておかなければならないことは、それが捕えられないからといって、その合法的な組合に対する調査活動をやるということと許されるかどうかという点なんです。これ非常に重大な問題と関係して来ます。それで詳しく申し上げなければならぬ点がありますが、それは後に団体に対する規制というものを含んでこの際に申上げて行かなければならないので、今

申上げているのは、問題を簡単に整理して申上げているので、その点を十分お考え下さつて……、いや、或る程度必要があればその組合のほうにも調査をしなければならぬというふうなお答えをなさると、あとから非常にこれは困ることになると私は思うのです。又それを組合のかたは懸念している。又片岡委員もそれを御心配になつて、あつてひつくり返しとひつくり返し殆んど一日そのことをお聞きになつてゐる。それで政府の御答弁でなか／＼満足されない。委員長が問に入つて整理をなさつてもなか／＼片岡委員の御質問は綿々として尽きないということに解している。若しそういうことが行われまうとフラクションというものが活動して、その組合が破壊活動をやつた場合、そのフラクションはどうしても捕まらない。捕まらない結果、その組合員とフラクは誰がどういふふうな関係があるのだからというので、組合のほうを洗い出すということになりますと、この組合が破壊されちゃいます、しまいは……、ですから本法がいやしくも正常な組合の活動というものを阻害するものじやない。又本法の規制は必要にして最小限度にとどめられべきだ、基本的権利として憲法に保障されてゐるものを決して侵さないという趣旨からいいますれば、まあ特務局長がお答えになつたように、わからないからといって途中で放つておくことはできないでしよう。それはさぞ無念残念にお考えになるでしよう。そのフラクが捕まらない、捕まらないと言つてい

去るものだ。そうするとそつちには洗えないから組合のほうを洗つてみようというところが若しあるならば、そこにそういう動揺、揺れ動く動きが、お考えがおありになるならば、これは組合が非常に危険を感じられるのは誠に無理ないと言わなければならぬから、この不安というものは一掃することはできません。そこではつきり伺つておきたいのだが、その際には前に伺いますと、本法によつて治安の維持ができるものじやないのですから、他にさまたちの方法があるのですから、ですからこの本法だけによつてその風ののごとく来り風のごとく去るフラクションというものを捕えることができなかった場合には、本法でその破壊活動を防止することはできないけれども、併し他にいろいろ方法によつて防止することができるとも考えられて、いやしくもその合法的な組合そのものに向つて、その破壊活動に責任のない組合の側に向つてすでに調査の活動をなすということも、これは許されたいことだ。それをなすならば、組合は不安に怯えて、却つて本法所期の目的を覆してしまふ。いわんや基本的権利を侵害するものになる。即ち本法はナチス立法である。組合、政党の集団、結社の自由を抑圧するものだ。こういうことになつて行きますから、これが抑圧的なものになるかならないかという点の具体的な、今後の場合として、今の点についてはつきり答えておいて頂きたいと思ひます。

○政府委員(吉河光真君) 御質問の趣旨はよくわかりました。労働組合内におけるフラクションが破壊活動をやつた疑いがある、これを調査しても調査力も未熟なためにつかめない。そこですり替えて、労働組合を破壊活動をやつた疑いをかけて調べる、こういうことは絶対にすべきではないと思ひます。

○羽仁五郎君 今の御答弁で私満足しますが、ただその間のお言葉ですね、これは政府の側の調査活動の未熟のためというお言葉がありました。これは私は間違つてゐると思ひます。未熟のためではない、これは一言で申し上げますれば、現在我々が立法上又行政上に許されてゐるところの法の立て方、或いは行政権の発動の仕方というものは、學問上で言へばいわゆるブルジョア的な方法しか許されてゐないので、つまり個人の自由を飽くまで尊重して、そしてこの自由主義の方向に向つて進んで行く方法しか許されない。ところが今のフラクスの活動というものは、これはアカデミックな意味においていわゆるブルジョア的な組織じやないのです。プロレタリア的な組織なんです。このブルジョア的な組織、プロレタリア的な組織というものは全く異質のものです。ホモゲインのものではない、ヘテロゲインのものであります。これは人体に例えて言へばそれはそういうふうにとえることは少し失礼なんですけれども、仮に我々が立法上、行政上原則としてやつて行かなければならぬというところは、我々の肉體にたとえれば胃袋なんです。胃袋の正常な活動なんです。私は今の政府のやつてゐることは正常で、共産党のやつてゐることは病氣だというわけじゃないのです。ところが癌のようものができて来る、胃なら胃に癌のようなもの

ができて来る。ところが現在の医学の方法ではこの病の組織の性質というものにびつたり合つた治療方法がなかなかできない場合に、これはさつきのプロレタリアの場合とブルジョアの場合にはこれは全く違ふものだから、病の場合には程度の問題ですけれど、その病を治療しようというふうにいふ／＼といじくる結果、胃袋のほうを、健全な肉体のほうを破壊してしまつたといふのが多い。これは先日文人の会合でも、どなたかお医者さんが手術は成功した、併し患者は死んでしまつたといふ言葉で言い現わしておられる。これらの場合と似ておりまして、而もこれらの場合よりもつと重大な問題です。でそこにこの治安立法が最近アメリカにおいても或いはオーストラリアなどにおいても、南アフリカにおいても、どこにおいても生じている非常な大きな問題がある。これは吉河君は其の意味で自由主義諸国における深い悩みといふことを言つておられる。これは私の言つてゐるのは、その吉河君の言つておられる深い悩みといふものと同じではありません。併しそれと関係がある問題なんです。それでそういう意味から今のお答えは、そういうふうな努力をする、或いは当然そうあるべきだといふ程度のことではないのでして、つまりプロレタリア的な組織といふものをブルジョア的な方法で規制しようといふことに一定の限界がある。全然できないとは私は言いません。併し一定の限界がある。その限界を超えてそのブルジョア的な行政上の措置が行われると、ブルジョア的な組織そのものを破壊してしまふのです、自分のほうの組織そのものを。

ですからこれは絶対に許されないことなんだ。これをおやりになりますと、例えばこれは議会において最もよくわかります。この議会の共産党を非法化するといふことは、さつきおつしやつたようにその意思がない、又そうすべきでない。ところがそれをやるとどういふことになるかといふと、議会のもの民主主義的な機構が破壊されて来るのです。こういうような問題を含んでいふので、今の御答弁はどうか飽くまで守つて頂きたい。そうして又その趣旨は本法適用の際に常に明らかにして頂きたい。これはなか／＼末端の調査官まで徹底するといふことは、私はいふんむずかしいと思つたが、せめてその中央なり……或いは一般的な原則として書かれておる、明記せられる文書において明らかにして頂きたい。現行警察法の前文にもちやんと民主主義の原則が書いてあるのだから、併し警察官はそれを忘れちまつてゐる場合が多いのです。少くともなかなか末端まで私は徹底したくないかといふことまで、責任を追及しようとは思いませんが、いやくも本法適用の際明らかに文書を以て明記してそういう点について行かれるという必要があると思つてゐます。これはどうですか。

○政府委員(吉河光貞君) 誠に御尤もな御質問であります。破壊的なフラクシオンを取締るためにそれを内包する組合までつぶしてしまふようなことをしてはならん、これは御質問の通りであると考へております。

○羽仁五郎君 従つてそうしたその秘密フラクシオンといふものを捕まへることができなかつた場合に、直接の証拠がないのにその合法組合の調査をなすといふことは許されないといふふうな明記されるといふふうな何つていいですか。

○政府委員(吉河光貞君) これはやはり前と同じように我々の事務運営の基本的な方針として解決して行きたいと思ひます。

○羽仁五郎君 それは是非明記しておいて頂きたいですね。それで組合を破壊するといふことがあつたらば大変です。それから、ですからこれはまあそういうことを一々明記するのじや煩に堪へないなんといふふうにお考えにならないで、私は何もそう小さいところまで、横町で子供を蹴とばしてはいかんといふようなことまで書いてくれといふのじやないのです。これは組合の問題です。それから、大問題ですから、これはさつき午前中に法務総裁に向つてこの教育の場において本法を適用するといふことは極めて慎重に考へる必要があるといふふうな申上げたのと同じようなレベルにおいて、ここに本法が適用される場合、秘密フラクシオンを捕まへることができなかつたからと言つて、直接の関連がないのに組合に対して捜査活動をやつてはならないといふことは明らかにしておいて頂きたい。明記しておいて頂きたい。

○政府委員(吉河光貞君) 了承いたしました。

○羽仁五郎君 それから今度は続けて、それでこれは扇動の問題とも関連をしてくるのですが、今のうちに明記するといふ際に政府が動揺して躊躇されるのは、如何にも建前から言へばそうあるべきだ、併しながらそこに引続きその秘密フラクシオンが風のごとく来

たり風のごとく去つて、そうしてその組合を更にアクティブに動かして破壊活動をやるといふのは黙つて見ておれないじやないか、そうなれば手段が尽きれば、一体誰が外部からそういう連絡をとつて内部に組合活動の問題でフラクシオンとの連絡をとるのか、それくらいを洗わなきゃならんじやないかといふふうにお考えになることが危険なんです。そこでこの次に伺つておかなきゃならないのは、さつきの御答弁の御趣旨は、本法だけで治安が維持できるのじやない、さま／＼の他の社会活動と相待つて本法は適正に動かされるのだ。他の社会活動を無視すれば本法は有害なものになつちまう。その趣旨を政府はさつきからはつきりお答えになつていますが、もう動揺しないといふふうにして今度の問題を伺つて行きたいのですが、この組合の内部、或いは政党内に破壊活動が起つて来る、そこでそれが今のように秘密のフラクシオンによつて、又而も極めて巧妙な近代的方法でこれがなされたら、これは実際上捕まへることができないのです。この極めて明白な例を一つ挙げて考へて頂きたいと思つてゐます。このいわゆる幾何学上の軌跡といふのですか、例えば一番簡単な場合ですと、この二つの点を定め、そうしてその二つの点を列ねる直線といふものを底辺として、そうして他の二辺が常に同一の長さをなすところの三角形を描くと、そうするとその頂点は楕円形をなすのです。こんなことはわざ／＼申上げるのは少し恐縮ですが、ところで、この楕円の線です、この楕円の線を描えようとしてこの下の二

いは他の二辺がなすところの長さを捉えても、楕円は捉へることができないのです。いいですか、この楕円の線はどういう場合に捉へることができると言ひますと、これはその運動の際にのみ捉へることができるとです。つまり二つの点に釘で糸を釘付けにして、そうして糸を一定の長さにしてその先に鉛筆を付けて、これをぐるりとやると楕円が描けます。この楕円を捉えようとして静かにとまつてゐるものを捉えようとする、下の二点と直線と、それからその糸の長さしか捉へられない。この楕円を捉へるのは楕円が動いてゐるときにだけ捉えられるのです。フラクシオンの活動といふものは動いてゐるときにだけ捉えられなければならないのです。その動いてゐるときには本法はタッチすることができないのです。ですからこれは決して政府の捜査能力が無能なんでも何でもありません。だから特審局長もその点は決して無用に謙遜せられたり、良心の呵責を感じられる必要はない。むしろそこに一定の限界があるといふことをはつきりしないと却つて、危険です。その楕円を捉えようとして下の二点をこわしてしまふ、或いは底辺をこわしてしまふ、それをこわしたつて捉えられるものじやないのです。それらが一定の運動に入つたときに、その楕円の線といふものは出て来る。こういう関係があるのですから、これを本法によつて捉え得なかつた場合に、さつきから伺つておる他の方法に十分信頼せられ、決してよく／＼止むを得ないといふふうな感じでも組合にタッチすべきじやない。その他の方法として最も重要なものとして次のものをお認めにな

るかどうかという問題です。これは団体の内部活動による自己正といいますが、セルフ・アジャストメント、団体はその中に破壊的な分子もある、併し破壊的な分子もある、その双方が団体の中で活動することによって、その団体が最も健全な方向に行くのが一番いい方法なんである。それでこれがバランスが破れて、その中の破壊的分子と健全分子とのバランスが破れて、破壊的な分子が活動したときにはこれは必ず明白な証拠を残します。ですからこれはその破壊的フラクションを規制することができるとです。併しこの健全分子と破壊的な分子とが今申上げている団体の自己正の活動において動いている限りにおいては、このフラクションというものは捕えることができない。その場合には、その団体内部の自己活動によつてその団体が是正されるという活動を認めるべきです。又それを以て必ず実害は起りません。又それよりほかに方法はないのであります。これはもつと具体的な事例を申上げますと……我々は抽象的なことを言っているのではない。例えば私自身の関係するところであるならば、学校なら学校の教授会、或いは学生なら学生、その中で破壊的な活動をなさんとする分子が現われた場合に、どういふふうにしてこれを防ぎ得るかと言え、その人が、その破壊分子が学問上尊敬している、そのかたが学者であり学生であるならば、学問上尊敬している同志、その言葉によつて初めてその破壊活動を阻止できる。組合ならば組合員の同志であつて初めてそれを阻止できる。政党なら政党の同じ党員が初めてそれができる。それでつまり具

体的に言えば、君が今武器をとつて起とうというふうな決意というものは実際に自分にはよくわかる、自分は全く同感だ。併しながらここで武器をとつて起つということは、却つて組合を破壊し、政党を破壊するに過ぎないじゃないか。又例を引くと恐縮ですが、この間うち都内で見られていたサルトルの映画に「賭けはなされた」という映画があります。これは御覧になったかどうかわかりませんが、この組合の指導者が、組合が武装蜂起をしようとしてるところに飛び込んで、自分の命を犠牲にして賭けて、その組合を説いて、武装蜂起を思いとどまらせるのです。それでいよいよ中止ですね、それも故障があつての中止じゃない、一時延期の中止をしたのであります。その途端に、その外から機関銃を持つた治安隊が入つて来て、これらを全部皆殺しに撃つてしまふ。サルトルがこういう場合を非常に克明に書いてあるというところは、これは現在非常に多い例なのであります。そのために却つて逆にその組合の同志なり政党の同志なり、学者同志なりが、内部の自己正の活動として破壊活動を防止することは非常に困難になつてしまふ。あなたの言うことを聞いて破壊活動を思いとどまつて一時延期したけれども、一網打尽に機関銃で撃ち殺されてしまつたじゃないかという事になつて行く。これはもうこれ以上詳しく申上げませんが、おわかりになつたろうと思う。そういう意味の団体がその中で自己正をやる活動というものは飽くまで尊重すべきなんです。これはこの法にそつういふ尊重せよというところを書けというふうに申し上げるのではないので、伺つてい

のは、従つて今のような組合にせよ或いは政党にせよ、或いは大学にせよ、学生の団体、全学連にせよ、或いは教授の学者の組織にせよ、その中で非合法的な秘密フラクが活動として破壊活動をなした場合に、その秘密フラクを捕えられた場合は、そのお捕えになつてそれに規制をおかけになるのならないでしよう。併し捕え得ない場合、而もそこで何とかしてしなければならぬというふうにあせられて、その健全な団体なり組合なり、政党なりの組織のほうに手をかけるといふことは絶対にしないといふことの理由の一つとして、今のような団体の内部の自己正の活動をお認めになるかどうかという点を……

○政府委員(吉河光貞君) 誠に御質問の通りであります。団体がその内部における害悪を解消する自己正の作用があるといふことは誠に御尤もな点でありまして、規制並びに調査につきまして参照すべき重要な事項であらうと考えております。

○羽仁五郎君 そこで今度は法案の条文に入つて来るのですが、今のような点をお認めになつて来ますと、このいわゆる団体に対する規制の規定というものには或いは反省せらるべき点があるのじゃないかと私は思うのです。それで先ず第一に、この第四条の一項の三です。特定の役員を排除する場合……私は今これを修正に添着るかどうかが撤回するかといふことはもう伺いません。ただ伺つておきたいのは、よく聞いて下さい。この団体の内部の自己正活動といふものを認める以上は必ず、その中の、今申上げていた秘密のフラクションというふうなものでない

い、明かに現れている、例えば中央委員会におけるその中の破壊的な分子、即ち本法の第四条の第一項の三といふものが適用せらるべき場合について今度は何つておきたい。これは適用されますね。……そうしますと、先日菊川孝夫議員と原虎一議員に対してお答えになりました、そこにいわゆる破壊的な中央委員だけが排除される、そうです、これは間違いない。そこで二つの問題ができて来るのです。一つは残つた役員が第二の、その最初のままの機関紙を発行することができなくなるか、きかないかという問題、これに対するお答えは、先ずこれは特審局長のお答えで、その機関紙において破壊活動が行われて、一回行い且つ又繰返される虞れがあるといふふうになつて、機関紙のほうはそのほうの規制を受けてなくなつてしまふ。そういう機関紙はない、それで従つて残つた役員がその機関紙を発行するといふことは先ずできないのではないかと……お答えであつたように思いますが、如何でしょう。

○政府委員(吉河光貞君) 実質的な同一性について前回は答えいたしました。残つた破壊分子でない、正常なものが再び機関紙を作りたい、それで機関紙活動をやりたいといふ場合に、そのかたがたが発行される機関紙は、その編集方針につきましても実質的にはおのずから異なるものがあると考えられる次第です。従いましてさうな場合に……おきましては、これは機関紙を発行し……おきましては、これは機関紙を発行し……おきましては、これは機関紙を発行し……

○羽仁五郎君 それはさういふふうには御答弁になると、第一の問題は半ば解決して来るのです。これはどうしてこ

んなことを申上げると言いますと、いわゆる破壊的なでない中央委員を残しても無益になつてしまふ場合があるのです。これはおわかりになります。破壊的なでない、仮に十人の中央委員のうち六人は破壊的な分子で、四人は飽くまで反対しておつたが、多数決によつて決定された。従つてそれに従わざるを得なかつた。併しながらそれが六人が排除された、排除されて四人の人が残りまして、それで同志を集めて十人の委員を作つて、中央委員を置いて活動するときに、機関紙は名を変えなければならぬ。今までは例えは金属労働者といふ機関紙を出しておつた。今度は出せない。それで新金属労働者といふ機関紙を発行することは無意味である。ところで第一にこの点を十分に考えて頂きたい。今の御答弁では私はちよつと不十分だと思つてから、その点はもう少し研究をして頂きたいといふふうにお聞きですが、時間の関係もあるから第二の点に移ります。

更に遡つてもつと根本的な問題は、さういふふうにして十人の中の四人の中央委員が破壊的なでないからと……残して、それで六人を補充してできた中央委員会が、その労働組合に所属しているところの組合員を引張つて行けるかという問題、それはよくお考えになつて頂くとすつとわかると思つていますが、組合員はそれじや引張つて行けるだろうか、これは行けない。これはさつき伺つた団体内部の自己正活動といふものがあつて初めて一つの組合は成立し、組合員は中央幹部の指導に完全に服する。つまりあつさり申上げれば、左の者も右の者もおるといふ組合であれば多くの人はくつて来る。

併し左の指導員という者はいなくなつちやつた、右の指導員だけになつてしまつたという組合になりますと、その組合に不満があれば結構です。資金その他十分の生活ができてゐるならばそれはいいのですが、不満がある限りはその組合を頼ることができない。従つてその組合員は他の一層戦闘的な組合のほうに移つてしまふ。この例は政府委員もしつちゆう目の前に御覽になつてるところです。従つて、だから僕はこの条項というものを、仮に成立した場合に、この適用を極めて慎重になさなければならぬというところはおわかりになるだらうと思ふ。それでこの点について今までの政府の御答弁はかなり簡単です。併しそれほど簡単なものでもない。又菊川さんなり原さんなりは途中で連合委員会だつたせいもありまして、質疑を打切られましたが、私はそのあとを受けて今の点を伺つておかなければならぬという責任を感ずる。ですからこの「六月をこえない期間を定めて、当該暴力主義的破壊活動に關与した特定の役職員（代表者、主幹者その他名称のいかんを問はず当該団体の事務に従事する者をいう。以下同じ。）又は構成員に当該団体のためにする行為をさせることを禁止すること」というこの規定は、私は容易に発動せらるべきものでない。それではなぜそうであるかという理由は、今申上げたように左の分子も右の分子もおる。或るときは左に引張られ、或るときは右に引張られる。それを多くの組合員がその組合によつて組織せられて、民主主義的に活動することができるとある。そうでないといふこの法、この条項をかる／＼しく運用しま

すと、要するに政府が組合を分裂させ、そうして分裂した組合は労働組合としての機能を失つてしまふ。その結果は個人のいまあゝいゆる上役におもねて、しつちゆう夜になる上役におもねて、自分一人だけの生活を専断未練の方法で保障するから、それでなければ今度は一層暴力的なものに行つてしまふかといふのであつて、その中間の民主主義的な労働組合の機能というものは破壊されてしまふ。その意味からこの第三項といふものは決してかる／＼しく適用するべきでないことは言うまでもないんだが、容易には私は適用せられるべきものでないといふふうに思ふが、どうでしょう。

○政府委員（吉河光貞君） 大衆団体、特に労働組合のごとき大衆団体に対しまして規制をかけます場合に、その結果として重大な作用が各種の部面に起るやうなことに付いては、規制をかける上に慎重に考慮してやらなければならぬといふことは御尤もなことだと考えております。

○羽仁五郎君 そうですね。政府は今私の質疑した趣旨を認めるというふうに向つていいのですか。

政府委員（吉河光貞君） この、羽仁先生の非常に社会的な深い／＼な団体作用に關する御発言でありましたが、ような自己正の作用もあり、又自己再現の作用もあり、更に又分裂するやうな離合集散の作用も持つ、これらのことにつきましても慎重に考慮して、その影響するところを考慮してやるべきであるといふ基本的な問題として了承いたします。

○羽仁五郎君 この今申上げた点です

ね、この団体の自己正の作用があるといふことは忘れてはならない。従つて団体の自己正の作用を待たずして本法の適用を急ぐといふことを防ぐといふ努力をして頂きたいと思ひます。で、その努力をして下さるものかと思ふ。それから伺つておきますが、今度は一つ遡つて第二の点です。一項の二です。機関紙、これは今お話がありましたように、この中央委員会なり何なりの役職員が破壊活動を行なつた責任を以て、その破壊的な役職員を排除せられて、そうして破壊的でない役職員だけが残つて中央委員会なり何なりが再現せられた場合に、新しい編集方針を以てその機関紙を発行して行く場合には、その機関紙はこの一項の二の規制を受けないことが望ましいといふ御答弁があつた。ございまして、ね、それでいいんですね、そういうふうに向つて……。それでいい。で、その意味は、その機関紙といふものは如何に尊重されなければならぬかといふ趣旨から来ておるわけですか。それでこれは朝日新聞、中央公論という例を引くまでもないことですか。一つの機関紙の題号といふものは、これは長年の努力によつて打ち立てられて来たもので、で最近、戦後暫らく混乱状態に陥つて、必ずしもそういう趣旨がはつきりしない点がありますけれども、一つの機関紙の名前といふものは深い伝統と歴史を持つておる。それに對する信頼といふものが組合員の中にある。或いはその読者の中にある。従つてその名前を変へる、つまり同じ機関誌でなくともいいやないか、別のものを叫びなさいといふやうに簡単にすることはできないのです。これは私は

自身の例を申上げて非常に恐縮ですが、戦争中我々の關係しておる自由学園の自由という字を改めろ、自由主義は許されないんだ。米英撃滅の戦いがこんな状況に立至つてゐるのに、未だに自由主義を是認するがごとき自由学園といふ名前を學校に冠して、そうしてそこで一千に及ぶ學生を教育しておるといふことは許されないといふことを軍の側からも文部省の側からも、東京の側からもたび重ねて我々に対しては圧迫がありました。併しながら御覽になつたように、我々は今日に至るまでこの自由学園の自由という名を降したことはない。

〔理事伊藤修君退席、委員長着席〕

○羽仁五郎君 そのために私は牢獄に入ることを意としなかつた。そのよるな単なる名前といふふうにお考えになるかも知れませんが、例えばアカハタといふ名前、これも私は決して共産党の機関紙を擁護しようとするものでも何でもありません。そうじゃなくて、このアカハタといふ名前によつて発行されている機関紙は並々ならない伝統があり、そしてそれには本當に血と涙とが繰返されて、そして次第に合法的に発行されるやうになつた新聞の名前である。こういうことも十分にお考えにならんと私はいかんと思ひます。でこれが尊重されませんと、あらゆる新聞の、又機関紙の題号といふものも尊重せられない。ですから御承知のやうに他の例を挙げれば、いわゆる商標登録といふのですか、そういうほうでは雑誌や新聞の名前といふものよりも厚く保護されています。これは場合が違いますが、併しそういう伝統を尊重せらるべきゆゑんといふものはそこにも

なされておる。ですからこの第三条の場合について伺つたと同じ意味で、この機関紙に對する規制の方法といふものは、さつきお答えになりました、いわゆる破壊的でない役職員が残つて機関紙を発行する場合には、その機関紙に對して第四条一項の二の規制といふものを適用するといふことはよほど慎重に考えなければならぬ。よほどやわらかく伺つてもそういうふうにお答えになりましたが、それと同じ趣旨が一般にこの二の適用において十分に考へられる必要があると思ふのであります。でこれはこの二つの理由からいふので、今申上げたのはその機関紙の名前といふものは深い伝統を持つておる。伝統をかる／＼しくふみにじつてしまふといふことの害、それからもう一つは機関紙といふものはそのまま破壊活動をなすものでないといふことも關係して来るわけですが、機関紙を讀んでその結果破壊活動が起るということになると、これも關係などもしばしば、破壊活動が起り、血を見るまで待つておられない、だから機関紙を規制するのだといふ御答弁はよくわかりました。たび／＼伺ひましたけれども、私が今伺ひたいと思つてゐるのは、さつきから申上げてゐる、この法だけに、それから又社会のさまざまな活動といふものと相対して行かなければならぬ、このやうなことを含めて、如何にも行政府としてはこうした破壊活動を奨励、教唆するやうな機関紙が續いて発行されることには多大の危険を感じてしまふけれども、併しそのことと自体が、新聞自体が破壊活動をなすのじやないといふことと、それからさ

つき申上げた、その新聞が破壊的になるまでに、つまり平和的な時代に築いて来たところの信頼というものが、その作用もあり、そうして又一旦破壊的になつても又編集方針がさつき内部は正の作用によつて引戻されて平和的になるということもあり得るので、そうした伝統と歴史を持つてい機関紙が長く多数の労働者なり或いはその組合員なり、機関紙の読者の信頼を得て、そうして言論による民主主義の遂行という機能を果たして行くことが望ましいという意味からここで最後に伺つておきたいのは、この第四条の第一項の二、機関紙に対する規制の必要といふものも、私はこれは極めて厳格に守られなければならない。いやしくもかる／＼しく、こういうものが考へられてはならないという点が政府としては是非明らかにして置いて頂きたいと思ふのであります。これは大体第三と同じ趣旨ですが、お答え頂くまでもなく、私の今申上げた趣旨に御同感だろ／＼と思ふんですが、如何ですか。

○政府委員(吉河光貞君) 誠にお答え申上げるまでもないことだと考えております。新聞におきましても、又実際の通信、報道の面におきましても、機関紙その他一般紙の題号が如何に重要なものであるかという事は、只今御指摘の通りであります。従いまして規制処分をなす場合における機関紙の實質的編集方針の内容につきまして簡単に「お答えいたしたいと思ふのであります。」

前回は機関紙の實質的編集方針の同一性という点につきまして一般的にお答え申上げました。然らば規制を受ける場合のこゝろ機関紙の實質的な

編集方針の点につきまして簡単に「お答えいたしたいと思ふのであります。」

機関紙によつて暴力主義的な破壊活動が行われた場合におきましては、これはその機関紙の結局實質的な編集方針に基いてかような暴力主義的な破壊活動が行われたものと見なければならぬ。これに継続又は反覆して機関誌紙によつて暴力主義的な破壊活動が行われるという危険性があることも、やはりその實質的な編集方針に基づくもので考えられる。従いましてかような次第で、かような實質的な編集方針は暴力的に認められるようなものであると考へる。従いまして従来の題名を維持し、貴重な価値のある題名を維持し、責任者のかたが変えられまして打ち出される場合におきましては、これは同一性のないものと考へなければならぬ。かように考へておるわけでありまして、なお機関紙の規制、その他につきまして、只今御指摘の諸般の重要な事情を斟酌して慎重にやるべきものであることは申すまでもありません。

○羽仁五郎君 今の点に私統いて触れたいと思つたのですが、それについて先にお答えがありましたのですが、先日来のお答えを訂正なさつたことは誠に御立派なことだといふふうに思ひます。それでなおまだそこに先日来のお答えが残つておるようですから、その点を伺つておきたいのですが、機関紙の名前は尊重しなければならぬ。それは今お認めになつた。それからその次に編集方針といふふうに言われるのですが、編集方針といふふうに言われる

から、この間のような紙面の体裁はどうだとか、組み方がどうだとか、開いて記事がどこにあるとか、社説をどこに載せてあるとか、御自分で恥かしくお考えになつておられるのじゃないかと思ふから、これ以上無口は言ひません。汗が出るような質疑応答になつた。それで問題は、その機関紙において破壊活動が行われるか行われなにかという点にある。編集方針なんかはタツチなざる権限はございせん。そういうことをおつしやると、検閲と同じだといふふうになる。今のお答えで私はほとんど検閲の問題について追及しなければならぬといふ御答弁の半分はなかつたことを私自身も喜びます。こういうことを一々くどいことを申上げたくない。特筆局長はその点にお気付きになつて、破壊活動といふほうに重点があるといふふうに今お答え頂いたことによつて、私はこの検閲の問題が半ばに考へる。つまり編集方針によつて同一性といふことを考へるのじやない。そういうことは一切自由です。どういふ編集方針をされようとも、それには検閲を禁止しておる憲法の下に自由である。本法の問うところは、その機関紙が破壊活動をなすかなさなにかという点だけなんです。ですから同じ名前であつても他の名前であつても、破壊活動をなすかなさなにか、それ以上に出ることは決して問うてはならないこと、又お問ひになるべきでない。お問ひになるといふお氣持があるならば、検閲の問題をここに持つて来なければならぬといふふうに思ひますから、もう

お疲れのことでもありましようから、検閲論をここで省くということができらるならば、私は非常に仕合せだと思ふ。勿論検閲論は私はここで省くことを願ひません。要求があれば、答ひがあるならばしなければならぬと思ひますが、今のようなふうにお答え願ひするならば検閲論をする必要がない。即ちその機関紙の同一性といふことについては題名は同じであつれば、或いは編集方針がどうであるかといふことは一切自由である。又一切飽くまでも憲法の趣旨に従つて尊重せらるる。ただ問題は、その機関紙が破壊活動をなすかなさの点といふことにお答え頂けるのだと思ひますが、如何でしようか。従つて今後どうか機関紙の編集方針といふふなことはおつしやつて頂かないで、それを申上げなければならぬ、又検閲の問題を申上げなければならぬと思ひますが、如何ですか。

○政府委員(吉河光貞君) 只今お答え申上げた通り、實質は暴力主義的な破壊活動をなす危険性にある。

○羽仁五郎君 そこでこれと関連をして来るのですが、第三条の一項二号の二に、凶器を携えて多衆共同してなす行為、この場合に問題になつて来たのが、旗の先についている槍の問題、これについてはどういふ御答弁をなさつたかはもう申述べません。簡単に私の質問だけを申上げますが、何故に多くの旗の先に槍が附いているのか、これは決して偶然に附いているものではないか、私どもの自由学園の校旗の先にも槍が附いております。そうしてこれは深い伝統があることなんです。

即ち一定の主義、主張といふものを現わすのが即ちその旗である。そうしてその主義主張はいわばその団体の節操です。従つてその節操を守るためにその旗の先に槍が附いておるということ、は、詳しくこの旗の歴史を申上げるまでもなく、御了解願ひすることだらうと思ふ。旗の竿の先に槍が附いていないといふのは、節操のない団体といふことです。これは目的の違ふ場合で、私はあらゆる旗に槍を附けるというのじやない、例えば国旗の場合に、附いていないといふことは、これは特に或る一定の主義主張を持つて掲げられる旗じやない。併しながら学校であるとか或いは組合であるとかといふように、一定の主義主張といふものを持ち、それを守つて行く、そのために戦つていく旗が、古來歴史あつて以来、その先に槍を附けておるというので、決して偶然のことじやない、一片の破壊活動防止法の適用の際にこの伝統を破壊するといふことのできるものじやない。ですからここで更めて伺つておきたいのですが、この旗の先にその旗の伝統に従つて附いておる槍といふものは絶対に凶器として見なされるものではないといふようにお答えが願ひすると思ふのだが、どうですか。

○政府委員(関之智) この旗の先の槍との関連におきまして、さようなものがこの三条一項二号の二の凶器に當るかどうかという点であります。この点に對しましては、従来しばしばお尋ねがござります。そこで又先のお答えを繰返すことに相成るわけでありまして、この凶器と申しますのは、すでに判例によつても一応概念が

げただけであります。

○羽仁五郎君　よくわかりました。あなたのお立場からそういう御説明下さることは尤もですが、併し政治的に見てどうであらうかと言うのです。しよつちう御覧になるように旗を検査して、そのために實際突く気もなかつた人がそれじや突いてやれというふうになる。槍が附いていなくても突ける。竹の中に鉄棒が入つていなくても竹で突ける。却て残虐な突き方になる。ですからそれをどちちにお導きになるおつもりであるか、導くといふことは語弊があるが、どちちへ動かして行くか、こゝういふ点については非同つて置きたい。その趣旨はあなたが途中でお曲げにならないで、私の趣旨をそのまま伝えて頂きたい。

それから次の問題で、さつきの第四条の一について御意見を伺いま

す。これは今度集団的な行動です。集団示威行進、或いは公開の集会、これもおおよそさつきから四条の一項の二について申上げておつたと同じ趣旨で、結論だけを申上げますが、近代における集団的な行動というものの積極的な意味といふものは今更申上げるまでもなく重大なことだと思ふ。それどころかういふ問題について認識の浅いかたは、デモをやつて赤旗を振つておるといふ、何かそれだけで慰かしいような、犯罪的にお考えになるお考えが残つてゐる。これは數百年に亘つて徐々に打破されて来た觀念で、詳しく申上げるまでもなく、イギリスにおいてさえも現在から百年くらい前にはこの集団行動というものに對して直ちに謀反罪、又共同謀議というような嫌疑をかけられた時代があつたのです。併し現

在においてはこの集団行動というものが現代のさまじく困難な問題を最も平和的に解決する一進んだ方法なんです。で、これが否認されずと、さつきの秘密フラクションのようなふうになつてしまふ。ですから秘密フラクションに行かないような、それで現在における最高の機能を果たすところのこの集団行動というものは、やはり飽くまで尊重せられて行くべきだ。これはもう同じ趣旨です。それから恐らく御同感下さると思う。即ち今の規制は容易にかげられるものではないというところはもうお答えを頂かなくてもわかる。

それからこれから伺いたいのは、これを引つくるため、中でもこの二と二を引つくるため六カ月を越えない範囲というこの問題なんです。もうこの理由は、それこそ朝から申し上げておりますから略して頂きたいと思ひます。それで簡単に申し上げますが、この六カ月というものはどういふところから計算なすつたかというところが第一なんです。それから第二には、その点については詳しく伺わなくてもいいのですが、第二にはこの「六カ月を越えない期間」というものは実際に適用せられる場合にはミニマムなものでなければならぬというふうに思ひます。従つて第三には、この規制は一般的には、原則としては、これが立法措置として濫用の虞れなく、又一般に不安を与えることなく、従つて基本的な人権を制限せられることなく、この一と二を適用しようとする原則は、その破壊活動の虞れのある集団行進そのものです。それから一のはうはその破壊活動をなすところのその機関紙の頒布、こういうものに対する制限というもので私

は行くのが至当である。即ちその先にあらかじめ将来というものに対してまで規制をかけるというところは、これには様々な問題があることであつて、でき得るならば、そうして又法的にいわゆる立法権と司法権なり行政権、なにかその中でも、行政措置としてなし得るというふうな点で一般に不安を与えないのは、例えば今晩集団行動が行われる。その今晩行われる集団行動に対する規制というものは、これは行政権に属するといふように述べられましても、それが納得せられる場合があり得ると思ひます。それから機関紙にしましても、今発行された機関紙が破壊活動の頒布が制限せられるといふことは、行政権が必要と思つてなすという理由があるといふふうに了解される場合が、第三者によつて客観的に納得される場合があると私は思ひます。併しこれが将来に互つて規制されるということが主でありますならば、ここで憲法に保障しているところの集団の権利又は言論、集会、結社の自由といふものに著しく触れて来て、本法は違憲であるという見解は又有力になつて来ると思ひます。そこで今それらの問題について伺おうとしているのではないので、伺ひたいのは現在政府はこの一と二というものを大体においてどういふふうに通じしようと思つてゐるか。で私の申し上げるように、これは原則的にはその集団行動或いはその機関紙といふものに對する規制を原則として考へてゐるものであつて、六カ月を越えない範囲内といふふうにして述べたのは、いわゆるその立法上の問題であつて、常に六カ月間停止するとか或いは三カ月間くら

いやるとか、或いは一カ月くらい常にやるつもりだとか、或いは一週間くらいはもうすぐやるつもりだとか、こういうお氣持か。それとも本来本法の運用は第一にはその集団行動、その機関紙といふものに對する立法上の措置に限られることがミニマムな措置として妥当であるといふふうには考へられるか。併しそれで目的が達せられない場合のことを考へて、本法にはこういうふうにして書いてあるのだが、併し運用の原則はそれで飽くまで眼前のものだけに對する規制のみで行くべきだといふふうにお考えになつてゐるかどうか。これも今お答えがむづかしければやはりさつきの答弁と引つくるため、法務総裁からでもお答えを頂きたいと思ひます。これはもうそれについて議論をするといふことになるので大変ですから今ここで詳しく申し上げません。それで六カ月を越えない範囲内といふふうにしてあるから、六カ月を越えない範囲までやれるといふことはそれは私も文章を読めばわかりますから伺わなくて結構です。六カ月を越えない範囲としてあるから、一週間くらいをやるつもりだといふお答えでは私の議論がこれから紛糾して質問の趣旨を幾々説明しなければならぬことになる。それはもう朝からの質問でおわかりになつてゐると思ひます。これは違憲の方向に行くのか、それとも合理的な方向に行くのか。そこで運用の上ではこれは当然その集団行動、その機関紙といふものに規制をかけるのが主体だ、それで目的は達し得るというふうには考へる。又相手方もそれによつて反省してもらひたい。それによつて方針を改めてもらひたい。その間に社会にはさまじくない

ろんな別の作用も行われるのだ。従つて、その将来に對してまでも規制をかけるといふことは望ましいことではない、望ましいことではないといふことはお答えになれると思ひますが、どうでしよう。

○政府委員(吉河光貞君) 御質問の御趣旨よくわかりました。六カ月は立法上の最大限を示したに過ぎません。而も実際の運用につきましても、必要且つ相当な限度といふことを具体的に検討いたしました。最小限度にとどめるといふふうには考へております。なお、いろいろの政治的な立場や、いろいろな思想的な立場を包括して多数の構成員を持つてゐる大衆団体の規制につきましても、更にそういう点は嚴重に考へて運用されなければならぬといふふうには考へております。

○羽仁五郎君 大変立派な御答弁を伺つたのですが、その点なお今僕に議論されるのはもうさういふところではない。さうして、本日に本法が適正に運用されるには、さうした方針が明示されておりました。軽々しくお前のところではもう集団行動は一月やつてはいけな

い、それで相手がおとなしく誠に悪い、ございましたと、一月も集団行進もしないで家で本でも読んでゐるというところになればよいが、さういふことにならないことは想像にかたくないでしやう。集団行進がやれない、何をするかといふことになるにきまつてゐる。ですからこれはいわゆる合法的な、セルフ・アジアストメントが法によつて非合法に追込んで行かないように……、非合法の問題は次に伺つて行かなければならないが、できるだけ合法的な限度を認めて行くといふ方針で行けば、或いは本法は政府の言われるごとく基

本的人権を侵害しない運用されるというところも一方理窟としては成立つかと思ひますので、今の点についてはどうか慎重に考へて頂きたい。

それで趣旨としては私としてはこれはつまり完全明白に危険のあるその一つの集団行動、その機関紙のその号といふものによつて規制が行われるといふことが本體である、又あるべきだ。それ以上のこととは今度は行政権と立法権なり司法権なりとの問題になつて来て、或いはそれ以上のことが今考へられてゐるようですと、これは憲法違反の問題とも關係して来るし、従つて法務総裁が今日午前にお答えになつた趣旨に則つて、最小限度、又この第四條の最初の本文に述べられてゐる趣旨から言つても、必要且つ相当な限度を越えてはならないといふことは、今政府として考へてゐることは、その集団行進、機関紙のその号、危険なるそのものだけを先ず差止める、それによつて相手が反省し或いは他の方法が用いられて、それから先のものを規制する必要がなくなるというふうには十分考へて頂きたいといふふうに思ひます。

続いて次の問題に移りますが、今の問題と関連しまして、本法は憲法違反であるのではないかという疑いが起されてゐる。これについては今の問題の場合にも現れて來ましたように、本法の立案の精神がそのいづれにあるかによつて決せられるものであると思ひます。憲法違反になるや否やといふことはこれは難解な疑問であつて、附着するところは、要するに今一例として挙げたやうなふうには規制されるかされないかで明らかになる。ですから抽象的にこれが違憲であるとか、違憲で

ないとか、合憲であるとか、今まで絶えず政府当局は合憲的な最大限の注意を払ったとお答えになつておる。ですからこのお答えはして頂く必要はない。今まで十分なさつておられますから……私が今ここで何つておきたいのは、この本法運用の上において、この本法そのものを違憲なりという判断を受けるような運用は絶対に許されないということですね。第一段としては、本法には違憲の問題があるということをお認めになるかどうか。これをお認めにならないことならば、その質問の理由をこれから述べます。

第二は、本法の運用において本法が違憲であるという……運用が違憲であるというのではないです。本法が違憲であるというような結果をもたらすような運用は絶対に避けなければならないというこの二つの点について伺いたい。

○政府委員(吉河光貞君) 日本国憲法に適合するや否やという問題は、一般的な問題と具体的な問題があると考へております。つまりこの法律自体が、この法案自体が日本国憲法に合致しないという問題も問題としては一応考へられる。更にこの法案を法律として運用した個々の具体的な事件につきましてこれは合憲のラインを超えているというやうな問題も当然起り得ると思つております。御質問の趣旨は、この本法運用の点に重点が置かれておると考へられるのでありますが、いやしくも只今私が羽仁先生の御質問に答へてお答えしたやうなラインを超えまして運用された場合には違憲の問題が起るといふやうに考へておられるわけであり

○羽仁五郎君 非常に良心的にお答えになつておられますが、ただその場合一言もう一つ伺わなければならぬのは、その個々の場合の違憲の問題が適つて本法の違憲の問題にまで行くといふやうなことをしてはならないということも含んでおられるのだと思ふんです。なぜそういうことを申上げるかということは詳しく申上げませんが、さつきの集団示威行進に対して規制、機関紙に対して規制が、これは今私はここで字句を争ひません。併しそれがかなり長期に亘つてやるのが建前だということになると、違憲の問題は非常に強くなつて来ます。併しそうでなくて眼前明白の危険を防ぎ、最小限度の、機動的に考へられる、その機動的というの私が言うのじやない。あな

たのほうで考へられるとして、その一つの集団行進、機関紙のその号一つの作用を規制するということにとどめられるということになると、違憲の問題は非常に薄くなるということがあります。従つてこれは単に運用の個々の場合だけじやなく、本場に運用の場合に本法が何であつたと、そういうことが現われて来ますから運用において本法そのものが違憲であるというやうな問題が起ることは絶対に避けなければならぬ。そういう運用というものは、運用の場合だけじやなく、本法そのもののほうから言つて嚴重にそういう運用を禁止しなければならぬという御趣旨でお答え下さつたものだといふやうに伺います。

それで次の問題に移つて行きますが、そこでこの今の問題、つまり違憲の問題と関係してもう一つ出て来る大きな問題は、もう一つというのは、一

つは集団、団体に対する規制の問題なんです。それからもう一つ大きな問題は、いわゆるあらかじめ或る行為を禁止するということですね。普通にテクニカルにはブライア・レストレイントというふうに言われている。つまりまだ起つていない行為に対してこれを禁止するということとは、近代法の觀念から言つて許されていることではない。今本法のそれらに關係することについてここで議論しようとは思はない。伺つておきたいのは、この本法の中にはその解釈によつてはブライア・レストレイントという近代の憲法主義或いは民主主義というものに反するのではないかという議論が起つてゐる、考へが

あるというところをお認めになるかどうかというところが第一、一つです。従つて第二に、第一のお答えがどうであつてもこの本法のそれらのつまりあらかじめ先立つてまだ現われていない行為というのに対して規制を行なうということは、この本法制定の精神からミマムな、例えば第四条に關する限りは「必要且つ相當な限度をこえてはならない。」というところは、具体的に言つて、あらかじめ現われていない行為に対する規制なら、刑罰なりというものは、本法直接の問題である破壊活動が實際に起るといふ危険が極めて明白の場合だけに限られるというお答えが頂けると思ふのでございますが、この二つの点について何つておきたい。

○政府委員(関之若君) お尋ねの点は、本法の破壊的団体の規制という法律の構成の私どもとして最も重要な問題であると思へてゐる点でありまして、お言葉のごとく、この第四条におきましても過去においていつか暴力主義的破壊活動をしたという、そういうやうな団体がありまして、それが継続又は反覆して将来活動をなす。同様な破壊活動をなす。而もその活動を十分に行使可能であるといふことが十分に立証ができる、かような条件で固く絞つてゐるわけでありまして。お言葉の趣旨を十分にここに、私どもは個々の点を書き上げて、そしてお言葉のごとくに近代法の原則であります事前の制限といふことは本場に危険があつて、どうもそれをそのまま放任すれば、取返しのつかないことになり、その場合だけに限定したのであります。四条、六条の趣旨は実はそういうふうなところにあるのであります。現にそういうやうなふりにして四条、六条の運用をして行きたい、かやうに考へてゐる次第であります。

○羽仁五郎君 今の御趣旨を一層明確にされて、そして本法運用の際には、それを明らかに文書の上に明示されたといふやうにお願いします。これは非常に大事な点でして、一般のこの本法に携わられた、本法を讀んだときの印象で、第一に相當さういふことがやれるやうな印象を受ける虞れが多分にあります。今それを一々字句を挙げて議論しません。が本法はそういうふうにも解釈されるやうにできています。これは私はそこを今修正しろとか、どうとかいふことは申さない。併し實際そういう事実が起ることを恐れるという意味において政府も御同感だろつと思ふ。或いは本法にその原因があるか、或いは誤解に基づくか、濫用に基づくか、いずれにせよ、今そういう事実が起ればこれは近代生活といふものは破壊されてしまふ。いわゆる決してこの

団体に対する規制ばかりじやありませんよ。さつきの扇動の問題とも關係しているからその点も含んでさつきの御答弁といふやうに伺つておきます。それでこれは要するに結論として申上げれば、国民が非常に元気がなくなつちやうなんです。先のことまでいろいろ言われるものですからね。それでこの本法が育て上げようとするところの民主的な社会生活といふものは本法によつて全く破壊されてしまふといふ恐るべき傾向がありますから、今の点は嚴格に厳密にお考え下さつて、そしてそれを明示せられることをお願いしておきます。

それから次の問題に移ります。そういうやうな場合に一つ問題になつて来ることは、眼前の危険の問題なんです。この問題についても今さつと答弁をされて来たことを振返つて見ますと、これは一々速記録によつて立証しませんが、一言にして言えば現在本法が制定される必要があると断定されるやうな眼前の明白の危険があるといふやうに考へられる疑いが極めて強い。併しその確証といふものはまだできていない、検討中である、こゝういふお答えであつたといふやうにまとめて申上げますが、それでよろしいですね。若しそうでないといふことであるならば、そうでないといふことを私は立証しなければならぬが、多分さうだろつと思ふんです。どうでしょう。

○政府委員(吉河光貞君) 本法案に該當する団体の具体性につきましては、御質問の通りであります。

○羽仁五郎君 そういふやうに伺つておりますし、私の伺い違いでなかつたやうです。そこで何つておきたいの

ですが、そういう場合にそのもの自体の問題ですけれども今こゝでそれを問題にしません。併しこゝで問題にして行きたいのは、そういう状況判断ですね。その状況判断に基いてどういう態度をとつて行くかということなんです。これで学者その他のかた々の不安の一つの大きなものにそれがあつたんですが、政府が若しも自己の心中に恐怖心を抱いて現代の情勢というものを判断しているとすれば、本法は極めて危険であるという御意見がある。そういうふうになつて御意見があるんです。例えば一つの例を挙げますと、法務総裁がこれらの眼前明白の危険について、本法を必要とする眼前明白の危険ありや否やの各議員からの御質問に對してお答えになつております例として、メーデーの宮城前広場というのか、人民広場というのか、そこで行われた騒擾について御説明になりました、あれをそのまま放置して行つたならば、どんなことになるかわからないというお言葉をお使いになりました、繰返し繰返し……。私はそのたびに心が痛むのでよく憶えております。そういうことを言つた憶えはないと言ふならば、速記録を出して来ますが、そういうことをおつしやつております。この言葉が私は非常に問題だと思ふ。そこで今政府に伺つておきたいのは、本法が、本法を運用して行くときには、その運用に当る人は状況判断においていやくも恐怖心におかされて本法を運用することである。現にこの間の場合でもあれを放つておいたらどうなるか、二重橋を渡つてその先まで行つたらどうなるか、

ことを考えればそれはきりがいいです。それでしよう。それは恐怖心におかされて考えるということになつたならば……。法務総裁もあれは一場のお言葉だつたらうと思ふ、高邁なる政治的識見を持たれたかたがああいうふうには本氣にお考えになつてゐるのじやないと思ひます。ですからこの際政府から伺つておきたいのは、本法運用の際に情勢判断においていやくもみずから恐怖心に怯えて、そうして本法を運用するということがあつてはならないということ、これも法律に書くといふことはできない。併しどうか運用せられる場合にそのことを明示せられる御意思があらうかどうかといふことを伺つておきたい。これを放つておいたらどうなるかといふことはかりかたかなやうな人は実に困ります。なかなかやうなものはじやないんです。これは男女の仲だつてやうでして、あれを放つておいたらどうなるか、旧式のお父さんなんか考えと身毛のよだつやうなことで想像する。そこでおい／＼なんて声をかけてみる。その結果は却つてよくない。それはそれらの人に任せておけば……。一旦暴徒になつた人でも中には良識を持つておる人もあるのだし、又或るところまで行けば自己のエネルギーが散らしてそれで満足するといふこともあるのです。これは学生運動、組合運動に關連して我々が絶えず経験するところなんです。これで放つておいたらどうなるかといふその瞬間に満足してしまうことがある。そういうさう／＼なことがあるのですから、これを放つておいたらどうなるかといふ恐怖心におかされて本法を運用してはいかん。

そういうことがあると本法は即ち違憲であるといふ疑いを招くという意味でそのことを伺つておきたいのですがどうでしょう。

○政府委員(吉河光貞君) 誠に御尤もな御質問であります。御質問の点はひとりの本法の運用にとどまらず、いやしくも治安維持といふやうな立場に立つ者が冷静な判断を以て事に処する、恐怖心など一切あつてはならん。おつ取り刀で飛び出すやうな態度ではいかんといふやうな御指摘につきましても、本法の運用につきましてもやはり同様である。そこで御質問の趣旨は体して運用いたします。

○羽仁五郎君 明示せられる御意思がありますか。

○政府委員(吉河光貞君) あります。

○羽仁五郎君 それから今のことですね、恐怖心に動かされ、そうしてあらかじめまだ起つていない行為を制限するといふやうな今伺つて来たものが總合されて来ますと、本法は思想を圧迫することになつてしまふ。ですから本法そのものが思想を圧迫するものでないといふことは法務総裁の言われることを私は信じます。併しながら今のやうな運用の面においての原則がはつきりしておりませんと、例えばこの扇動の場合にもよく出て来ますように、思想だけじゃ罰しない。それから犯意といふことなすが、犯意といふことになつて来るとその犯行があるかどうかといふことになつて来る。そこで従来の刑法において飽くまで犯行、行為といふことに基準を置いて考へて来るといふのが健全な考へ方なんです。それを今本法ではもう少しあらかじめその犯行が起つてからでは大變だといふ

で、つまりこの扇動といふところに持つて来られる。そのものが直ちに思想の圧迫になるといふふうには私は強いて言わないのですが、併しそういうふうなものも今の或いは恐怖心におかされて本法を適用するといふふうになつて来ると、調査活動において明らかに本法は思想の自由といふものを侵害するといふことになりまふから、それらとの関連も含めて今の原則をはつきり明示しておいて頂きたいと思ひます。

それからその次の問題は団体の規制、第三條の二項です。この場合にも今まで申上げて来たことと同じ理由なんです。が、さつき私は本法は、これは当然我々が現在ブルジョア民主主義の憲法の下に立つてなすところの立法にしても、行政にしても、司法にしても、これらがブルジョア的な原則、その方法を守らなやうな原則といふことなんです。ところがこれが取締の對象としてゐるものはプロレタリア的なものなんです。そこで本法で言う団体といふものについて、嚴格に今の我々に許されているところの立法の限度を守るならば、この団体に關する問題は法的保護を得るを得ないかといふ問題に限定せられることが一番合理的なんです。これには御異存がないだらうと思ひます。併しそれとせよと私は今必ずしも言ふのじやない。けれどもそれを越えて行かなければならぬと思つて、ここにあらゆる団体といふふうになつておられる。そこで私は本案に対して根本的な問題の態度を今伺つておきたい。今の点をお認めになるかどうかといふことです。即ち我々に許されている立法としては、団体に對してはその法的保護の問題に關係する

だけなのである。併しながらこれらの目的におきましては、それを少し先へ行かなければならぬ理由がある。僕はそれを認めるのじやないけれども、政府がそういうふうにお考えになつてゐる。併しそれは第一の論拠からしましてやはり最小限度にして行かなければならない。そこで問題になるのは第三に、第三といふのは、第一には我々の立法で団体を問題にして行くには法的保護の問題に限定せらるべきだ。併しそれを乗り越えて、すぐ団体そのものに入つて行く場合にはミナムでなければならぬ。従つて第三に、そのあらゆる団体をとらえるといふことに目的を置くといふことになると、本法は違憲の疑いが極めて濃くなつて来る。そこでその三点についてはつきりしたお答えを頂いて、そうしてこの第三條第二項の運用についての、その点について明らかにせられて行くといふ御意思があるかないかといふことを伺つておきたい。

○政府委員(吉河光貞君) この法案に關する御批判の中にも、第一に団体の規制といふものは団体に對する法的保護を剝奪するといふラインでとどめよ、そういうやうな規制をやることが一番法的にも何と申しますか、わかりやすくスムーズに行くのではありませんかといふやうな御批判もありました。併し只今羽仁委員からも御指摘の通り、こゝで問題にしてゐる団体は、暴力主義的破壊活動をやるといふ団体自然的な事実に着目した団体でございまして、その一定の団体に法的保護を与えてこれを監督し、違反があつた場合にはこれを剝奪するといふ建前になつておりませんので、かような第三條第二項のよ

うな定義を掲げた次第であります、併しこの団体に規制をかける、自然的結合と申しますか、そういう団体の形に規制をかける、たとえそれが暴力主義的な破壊活動を行なつたという原因として、将来更に破壊活動を行なう危険性を条件といたしまして、そういう団体に規制をかけるという事は最小限度のものでなければならぬという御趣旨は、私どもとして異存のないところでございます。

○羽仁五郎君 今のお答えで、大体私の質問の趣旨の一般的な場合はお答えになつてゐるのですが、なぜそういうことをはつきりとしなければならぬかという二つの場合についても十分考へて頂きたいというふうに思うので、一つはこのいわゆる一般的な場合として、共産主義と闘うとか、或いはファシズムと闘うとかいう場合に、この自由主義的な、或いは民主主義的な法律なり或いは国家なりが、いわゆるこの闘いの途中においては向きが非常に似て来てしまふという自然的事実がある、これはお認めになりますか、両方でやつてゐるものですか……。

だからだん／＼似て来ちゃうのです。だからアメリカの場合もその通りです。それでなか／＼そういうふうに行かないのが、イギリスなどが慎重で、行かないのです。アメリカで最近やつてゐることは殆んどソ連でやつてゐるのと同じようなことをやつてしまふ。ソ連と戦つて結果、ソ連と同じような方向をとると、それは戦争をやつてゐる、戦つてゐると、最初には性質が違つてゐるのに、二つの敵は戦いが長延けば長延くにつれて同じような性質を帯びて来るといふことは、これは科学的な真理

と思う。そこでこのいわゆる破壊的な、団体というものを取縮しようとしてやつて行く間にだん／＼その手段が破壊的になつてしまふ、これが恐い点なんですね。ですからこの第三條の二項の「団体」というのを根本的に私は批評しようとしていません。けれどもこれを運用する際に、即ち一番問題がな

いのは、法的保護を受けてゐる団体の法的保護というものを奪うというだけだつたらば、一番問題はないのです。併し政府のほうで、この法的保護も何れも受けてゐない団体でも規制したいというふうな考へておられる。これは私認めるのじやないが、そういう意思を持つておられる場合でも、そういう法的保護を何にも持つてゐない団体からは法的保護を奪うこともできやしない、そこでそういう団体に対してはどういうふうにして行くかというところ

に一定の限度がある。その限度を超えて、而も法的保護も何も受けておられないところの何らかの団体が破壊活動を続けて行くというのを追究しようといふことは、本法の限界以外です。ここに本法が適用されようとする、今申しましたような恐るべき副作用が起つて来る。その点を含めて今の点を明示せられることが必要じやないかと思ふのです。

○政府委員(吉河光貞君) これは羽仁委員がこの質問の冒頭において御指摘になりましたところに附着するのではありませんか。一つの破壊的団体を捕獲しようとして捕獲し切れなかつた、その母体の団体もひつくるめて規制しようといふような逸脱した行き方を絶対にしてはならないという点に附結するのではありませんかかと考へております。そ

ういふ点は嚴重に戒心するつもりであります。

○羽仁五郎君 ですからこの第三條の第二項は、これを解釈される場合に、これはその建前としては法的保護を受けておるところの団体の法的保護というものを取消すということが建前なんだと、併しそれだけではその破壊的活動を防止するということに不十分な点があるので、必ずしもこの法的保護を持つておるところの団体というものでない団体に対しても、その規制をかけるという必要がある場合には、そうした措置をとるのであるけれども、併しそこにはいろいろ問題があるといふことも十分考へて、そしてそれが行き過ぎがないようにして行かれることが非常に重要だと思ふので、その点十分明らかに明示して置いて頂きたいと思ふのであります。

それからその次に問題になつて来ますのは、やはり各議員に対するお答えの中に、本法を外国人の団体に對しては適用するといふお答えがあつたので、これはそのときは非常に輕々しくお答えになりましたが、併しこれは刑罰官から法務總裁にでもお伝え願つておかなければならぬ。本日は總理大臣に伺いたいのですが、これは外交的な問題ともよほど關係して来ますよ。

ですからそういう点において、簡単に本法を外国人の団体に適用するのだというふうな言ひ方が、私はどうだろつかといふふうな思ふのです。それであつた以上この理由は申し上げませんが、外国人の団体に適用したいと思つてゐる政府の気持は、私は是認するのじやないが、おありになることは見ます。認めるのじやない、見る。け

れどもそれが今朝から申上げてゐるように、本法だけで以てやれるものじやないのだし、それから又副作用として國際關係を非常に悪くするといふことでもありますから、ですからどうですか、これは今ここで改めて、本法は直接には外国人の団体というものは対象に考へてゐないといふようにお答えになることができれば、そういうふうにお答へて頂きたいと思ふのです。どうでしょう。

○政府委員(吉河光貞君) お言葉の御趣旨はよくわかるのであります。で抽象的的一般的にお答えすると、国内における行政権の作用としては、飽くまでも屬地主義をとらざるを得ない。併しそこに治外法権が、法的には治外法権、その他の問題もございませう。實際の運用につきましては及ぼす涉外的影響の重且つ大であることも十分考慮しなければなりません。そういう点はくれ／＼十分に考慮して、間違ひのないようにいたしたい。こういう点で御了承願ひたいと思ふのであります。

○羽仁五郎君 委員長の非常な忍耐に甘えて大変長く質疑してゐるのですが、それで今の問題に關連して来るのですが、なぜそういうことを申上げるかと言ひますと、殊に本法はその非常に大きな問題が出て来るのです。私も最後に近付いていますが、本法は効果ありや否やといふことなんです。それでその点もありますから、又外国の団体の、何といふか、外国人の団体に適用するのだと言つても効果はないのだし、効果は外交上の影響だけだし、従つて外国人の団体というものを考へてゐない、まあ適用しようと思へば適用もできるかも知れないが、併し

主たる対象として考へてゐないといふふうに政府は今お答えになつたものと同じなのですが、そこで次にちよつと本法の効果ありや、これは各委員からすでにしば／＼質疑をやつておりますから、私は詳しいことは申し上げませんが、この問題で私が伺ひたいのは、繰返しじやない、その先なんです。或る効果のなかつた場合についてなんです。これは甚だ残念ながら効果がありません。つまり破壊活動はすべて潜つちやうといふだけです。でその際にこれから先の問題なんです、その際に本法で規制しようとするこの公安調査庁といふものは、秘密活動を開始せられる意思があるのかないのかといふことなんです。でここに私は非常に大きな問題が最後に起つて来る。私は効果があつたかといふことをここで以て議論はしません。併しながら効果が甚だむすかしらうといふことは政府もお認めになつてゐる。皆潜つちやうだろ。で潜つたのはなか／＼つかまへがたいのだといふこと、これはいいですね。そのときです。本法の規制の対象にした破壊団体が皆潜つてしまつたといふときに、この公安調査庁は、本法を運用する政府機関は、秘密活動を開始せられる意思があるのかないのか。これが一般の世論が最も不安に感じてゐるところの大きな問題です。私は今朝来いゝゆる學者、言論會、新聞などが感じてゐるのは決して誤解じやない。法案の文句を誤解してゐるような問題じやないのだ、もつと大きな問題だと申上げてゐますが、そのうちのやつにこれがあつてゐます。そこでこれは今お答へが願ひるかどうか問題だと思ひますが、一つ十分に御研究下さつてお

答えを願いたい。今までの政府の御答弁ではやはりこれも動機をなすつています。法務総裁は、或るときには、いわゆるあれはどなたに對するお答えでありましたか、密告というようにことは絶対に許さないつもりだ、匿名の投書などによつて調査活動をするということ、これは実に社会を暗くするものであるし、絶対に許さないつもりだというふうにおつしやつていますね。併しなから他面において政府委員はいよいよ必要があれば尾行やら、張込みをやるといふふうなお答えをなすつておられた。これはなか／＼重大な問題でありますから、どうか一つ今ここで

の尾行、張込みの問題についても、これは我々は大事件以来しば／＼取上げている問題であります。これは行政権の適正なる運用について許される部面とそれから絶対に許されないところの部面との間にはつきりした一線があるのじやありませんか。それを伺つておるのです。私はその行政権の適正なる運用に伴うところの行動までとやかく言おうと思つておるのじやない。それについて問題はありますけれども、併しこの際は申しません。この際伺つておきたいのは、それを越えた秘密活動をおやりになるかどうかということなんです。

お答えになればそれは結構ですが、喜んで承りますけれども、本朝來の私の質問の趣旨をとりくきとお考え下さいまして、この問題についてはもう少し考へてから答えるということならば、それで結構であります。極めて質問は明白であります。つまり本法が適用され、破壊団体が秘密活動、破壊活動、地下活動を行つた場合に、本法を運用する政府機関は、秘密活動を開始するかどうかという問題です。

只今御質問のような秘密活動はなすべきではないと考へております。なおこの問題につきましては更に検討を加へまして、機会がありましたら、後日又申上げたいと思ひます。

○委員長(小野義夫君) ちよつと速記をとめて……

○羽仁五郎君 秘密警察であるとか警察なりの或いは行政上の必要に基づくところの活動であるとかいうことは、今更私が申上げるまでもなく、はつきりしたそこに一線があると思う。特審局長ともあろうかたにそういうことについて認識がないはずはないのです。こ

○委員長(小野義夫君) 速記をつけ

○羽仁五郎君 これはどうか一つ十分にお考え下さいまして、そうして今眼前のことばかりに目をくれないで、それからさつき申上げましたように恐怖心に動かされないので、そうして今朝からの質問を全部を含んでお考え下さいまして、はつきりした態度をとつて頂きたい。これはこの国会ではつきりした態度がおとりになれないようなら、あとはもうめちやくちやです。それは本法はナチ立法だといふことを事実がこれを証明するようになつてしまふ。ですから今の点について政府が動揺されることは私も同情します。併し一体民主主義を守つて行くのか、それとも民主主義を守るための闘いにおいて非民主的な方法を用いるのかという問題に關係して来るし、そうして社会一般

人心が本法に對して戦慄しておるとこの主な原因がここにあるので、先日宮城委員がここで涙を以て青年の将来を破壊するやうなことはやめてもらいたいといふように饒々と言われるのもそういうところにあるのです。ですから、どうかこの点をはつきりして頂きたい。言うまでもなく眼前に明白なる危険といふものの解釈に關係して来ます。それであらかじめ申上げておきますが、これが一番問題がないのは、そこに殺人といふやうな行為が行われ、そうしてその犯人を逮捕しようとしておる場合に政府がとるところの行動といふものについては、これは行政上の責任から、これを果す上から、場合によつては秘密の活動をしななければならぬといふこと、そこまでは問題に私はここではないと思ふので、併しその眼前の明白な危険といふものの解釈が困難になつて来ますと、これはいわゆる特高警察といふものになつてしまふのです。で、特高警察と高警察と言つて、治安維持法とこの法律と違つたやうなふにいつもおつしやいます。そういう御答弁しや誰も納得しません。そうじやなくて特別高等警察といふものです。普通の警察じやない、それが特別警察だ、そういうものは我々は欲しません。断じて欲しません。併し警察に高等のものはない。高等といふ名の付いてゐるのは下等といふことです。ですから特別下等警察といふものが出来るのです。ですから、そういう趣旨で今の点をどうか一つ法務総裁にも、これは刑政長官からも羽仁の言つておることはまんざらでたらめでもないやうだ、この点についてこの際はつきり答えておいたらどう

だろつといふやうにおつしやつて頂きたいと思ひます。そうして無用な不安を一掃し、又本法が青年諸君の将来を破壊するやうに運用されることを飽くまで防ぎたいといふ趣旨をどうかお伝え願ひたいと思ひます。

それから今の問題に關連して本法における調査官、それから検察官と或いは司法警察官とが協力する意味で、と言つて弁解なさるかも知れませんが、いよいよ一緒に仕事をなさる場合が多いのです。又連絡をする場合が多い。この問題についてこれら政府は絶えず動揺しておるわけなんです。法務総裁に伺つて、なぜ本法を裁判所の手に委ねないのかといふやうに伺つて、こういうことを警察官や検事にやらしたくないとおつしやる。ここには二つの意味があるといふやうに判断されます。一つは検察官や警察官にこういう怪しげな仕事をさせたくない。余りはつきり言つて感情を害されたいやうに冷静に聞いて頂きたいのですが、そういう御氣持が一方にあるのです。これは検察官でもそういうふうな御意見を述べになつてゐるやうであります。先日検事総長に對してどうですか、これを特別公安調査官といふやうな機構に委ねないで、直接本法によつて検察官がこつした破壊活動を防止するといふふにしたらどうだといふ意見に對して検察官を代表せられるかたが、検事としてはこういうホットな問題に触れたくない。もう少し冷静なところの仕事をして行きたいといふやうに答へられた。これは或いは怪しげな仕事といい、或いはホットな仕事といい、いずれにしてもいささか問題のある仕事です。その意味で法務総裁は検事なり、

司法警察官にそれをさせたくないといふ氣持が一方にある。それから他方にあるお氣持といふのは、これはこの本法におけるこつした規制乃至規制のための調査活動といふものが出来るだけ強制権を持たないでやつて行きたい、国民の権利を侵害しない破壊活動を防止できるようにして行きたいといふお氣持ですね。この二つのお氣持はよくわかる。それこそ涙の出るほどよくわかります。そこでこれは本法が運用されて行くときに起つて来る問題なんです。これは運用を誤ると両方の悪いところだけが現れて来る。つまり本法の怪しげなところが調査官によつて行われる。つまり最悪の強制的な調査活動が最悪の官吏によつて行われ、最善の自由なる任意調査が最善の官吏によつて行われる。このどつちに行くかといふことが大きな問題なんです。これはやはり一般の懸念に堪えないところでもあります。又本院において各党各派において或いはこれは司法總分に委ねるべきではないかといふ御意見があり、いや司法總分に委ねるよりもこのほうがいいのじやないか。我々も或る意味において毎日のやうにこの問題で悩んでおります。これは検事と司法警察官にこれをやらしたらいじやないか、このほうがしよつちういいろいろと調査されるという不安から免れるのじやないか、或るときはそう思つておる。併し他のときは、いや／＼やはりそういうふうによられてはいけな、いきなり引張られるの、うろ／＼調査されることを辛抱したほうがいいとい

うことを考える。率直に私の感じを申上げますが、私はその場合はこの法案を讀むたびごとにその感情の中をさまよう。法務総裁も恐らくそういうお気持ちだろうと思う。その結果こういうことが出て来てる。そこで伺つておきたいのは、本法における調査官がいわゆる司法警察官や検察庁に対して指導的にこれを指揮するような立場に立つてはならないということを明記せられるというところが私は必要だと思ふ。これは答弁の中に、そういうことはあり得ない、絶対にないというふうにたびたびお答えになつておる。その御趣旨も今のような趣旨だろうと思ふ。併しなから実際に運用されて行くときには、こつちのほうの事件が重大な事件が多い。司法警察のほうはちよつと自動車や人道上に乗上げたとか、なんとかいうことをやつておる。こつちは公安調査官というものが、吉田内閣ころではない、日本國憲法を覆えそうという活動がここにあるのじやないかというので、二種の官吏が立ちあつておる。従つてたび／＼伊藤委員からもお話があるように、眼は口以上にもものを言ふというところが起つて来る。これはまあ起つて来るという偶発的な問題ではない。本法の持つておる特別法としての性質からそうした危険があるのです。ですからこの法律の上にお書きになれば、一層いいのですが、併しそれがおできにならないというならば、この運用の際に明記せられる必要がある。この点について必ずそれを明記する。いやしくも本法を運用する調査官その他が、検察庁は勿論のこと、司法警察官その他などに対してこれに影響を及ぼす、いわずやこれを指揮する、

或いは指導的な影響を及ぼすことを絶対にしちやいかなんというのを明記せられるというのを了承していいと思ふますが、如何でしょうか。

○政府委員(吉河光貞君) 治安機関が、かように検察庁、国警、自警となつてゐる現状は、これは國法によつて定められたところであります。この法案におきまして、公安調査官は總つて協力の態度を以てこれに接する、指揮命令すべきものでないというところは当然でございます。又かような状態をとりますると、無用なトラブルが起きることも予想される次第でございます。そういう点につきましては、これを職務規律その他につきまして明記するつもりであります。

○羽仁五郎君 この問題は、我々が法務委員として地方に調査に派遣せられた場合に……これは今までの特種局の問題ですから、将来の問題の判断として有力な材料となればならないのですが、この檢察官の権限と云ふことを調べて行つた場合に、そこどうしてもわからないことが出て来るのです。それが特種局の關係の活動じやないかということになつて来てしまふ。又特種局の關係の活動で司法警察官が動いてゐたのだと言われる場合もあつて、これは今詳しく申し上げます。それが、これは甚だ調査に苦勞が甚だ、それで止むを得ないでなされたところの、行政上喜ぶべきことではない、喜ぶべきことでは勿論ないのだが、喜ばないことなのか、それとも許すべからざる弾劾すべきことなのかというところがわかりにくい場合があつて実に閉口したのです。閉口したすのはまだいいので、その土地のかた／＼に、

市民に与える影響は実に悪いのです。警察だからと言つて感服していいわけでありまして、特種局がくつて来て恐らく引張つてゐるのではないかと……とにかく出て来いというので出て行つて、一々驚かされて歸つて来る。そして翌日は軒並みやられて、安来の町は軒並四百軒のかたが喚出された。一体何のために喚び出されたのかかわからない。わからないのだが、いやな思いをして歸つて来た。どういふことかわからない。安来の町は明るい町だつたが暗い町になつてしまつた。河井貫一郎さんのような陶器の名工が出た安来町だといつて誇つてゐた町だが、最近では暗い町になつてしまつた。どういふことに關係してゐるのかちつともわからないが、農業組合の不正事件に關係してゐるのか、自治警にだか、共產党に問題があるのか、何だかわからないで引張り出されてゐる例が全国に多々あります。従つて今後にもそういうことがあるということになると、これは特種局自体とは別な意味において、その弊害は実に恐ろしいという意味から、どうぞ今の点について今お答え下さつたように、できるだけはつきりと明記をして頂きます。いやしくも調査官が司法警察官や検察庁に対して影響を及ぼすようなことはない、それをした場合には責任をとるように、はつきりしておいて頂きたいと思ひます。

それからこれらの問題について、本法は本委員会でお願ひしたいと思ふのですけれども、日もなくなつてしまつたし、たび／＼お願ひはしたけれども結局なされないので、なされるおつもりはないのか、できなかったのか、従つて今日となつては政府にお願ひするよりほかはないのです。そんなに古いことを伺うのでありませんが、最近一カ年間に特種局が關係して、そうして世間の非難を招いたような事件が全国にどのくらいあります。これは是非ちゃんと調査研究をして頂きたいと思ひます。我々が本法案に附随するところの公安調査庁設置法というものの審査のときに、このことを伺わなければならぬのですけれども、併しなかなかその時間があるまい、あればそれは大変結構で、若し会期でも延長するといふことになつたならば、そういう点について伺ひたいと思ふのですが、不幸にしてそういうことにならないといふ場合のことを考へて、これはまあ泣き／＼お願ひするのですが、どうか本法案が成立しましたらば、公安調査庁において、過去において特種局關係でなされた仕事で、それで世間の非難を受け、又はその關係者を泣かせたようなことじやないかと云ふ事件については、十分調査をして頂きたい。或る意味においては公安調査庁は、先ず充足に當つて本法適用の対象を探し歩くよりも、過去において特種局がなして来たその問題の調査、あつさり言へば罪の償ひ、もつとはつきり言うならば、再びそれを繰返さないために、どうしてそういうことが起つたのかという根本を突きとめて、それを繰返さない決意をして頂きたいといふふうに思ひます。如何ですか。

○政府委員(吉河光貞君) 誠に御指摘の通りでございます。御質問の要点は生れ変れ……、いろ／＼な誤謬もあつたのを本當に反省して立派なものに生れ変れといふ御趣旨だと思ふのであります。私どももいたしまして、事件の起きるたびにいろ／＼と調査し反省しておりますが、更に御質問によりまして、この点を十分に検討して行きたいと考えております。

○羽仁五郎君 生れ変ればなんといふふうには申し上げません。そんなことはなか／＼容易にできることじやない。私だつて生れ変りにはできない。頭の切替なんて簡単にできるものではないのです。だから私のお願ひしているのは、そんなにされるというところが大事なんじやない。お願ひしているのは、過去において起つたいろ／＼な問題がある。その場合にどういふふうな世間が言つた。自分のほうじやどうかといふふうなことは、大抵まああなたがたのところじやそんな問題じやない。適法の行為だ、正当防衛だ。過剰防衛じやないなんといふふうなことは、……余談に互つて恐れ入りますが、静岡近在において、警察官が過剰防衛で罪なき人を殺した疑いがあるというものを、我々が出張を命ぜられて調査したことがありました。極めて若い警察官です。それで全くだ夜中の二時頃に怪けな人間が立つてゐたといふので、それに対してこつちは二人で、両はうとも二十台。相手は四十台……五十に近い、背も低い。だから追つかけて捕まへたことはできるのです。それを後から撃つて殺してしまつた。この人は前科も何もない。まあ野蠻しくいへばやつてゐるかも知れませんが、併し警察の取締規定に該當するようないふことはしてない、併し殺してしまつた。そのかたに我々

が来て頂いて、いろいろ事情を伺つて、最後に、私はこういう質問をしたのです。あなたは、あなたの筆跡によつて殺された人を気の毒だと思つて、まさかと言つたら、黙つていて、気の毒だとも気の毒でないと言わん。そこで、大要立入つて失礼だが、署長はその遺族に対して幾分のお慰めのお金などを出したになつたようでありすが、あなたはあなたの筆跡によつて無実にして殺された人のお墓にでもちよつと行つてお詣りになつたことがありましたか、若しやでししたらお答え下さいませんか、結構ですと言つたら、いえ、墓に行つたことはありませんというように、大要簡單にお答えになつておりました。私はこれは特筆がそういうことをやつてるといふのじやないのですよ。併しこういうふうなことは実に悲しいことだと思ふ。我々の報告書は別に出ていますけれども、併し願えば、先ず御自身で過去において問題があつた、問題は先ず済んだ問題だ、我々は生れ変ればいいのだということではなく、どうか一つ少くとも過去一カ年でも結構ですから、一カ年に現れて、そして多少これは気の毒だつたんじゃないかと思ふ問題がありましたら、研究して下すつて、その原因がどこにあつたかということの説明して頂きたいと思ふのですが、そういう調査を本気でやりになる御意思があるかないか、伺つておきたい。

○政府委員(吉河光貞君) 勿論必要なことであらうと考えます。

○羽仁五郎君 そこで、これは私のほうから要求することじやないのです。若しその誠意があらうなるとすれば、そうしてまあ局長のお言葉によれば、

生れ変るといふような意味も含めましてここでお願いしておきたいといふふに思ひますのは、私がこの本委員会における質疑に繰返し申し上げましたように、非常に問題なのは、いわゆる政治上の責任をとることもできない公務員が、政治上の処置をとるということに伴うさういふ恐るべき害悪、この中で今ここで私は名前を申し上げますまいと思ひます。で併しながら最も重要なのは、その民主主義を守つて行くためには、議会制度を守り、そのためにはどんなに腹が立たうと、不満であらうと、選挙の際の一票といふものに自分の全希望といふものをこめろといふことが本当であるならば、そういう投票を受けて出られたかたに対する処置といふものについて、私はどうかはつきりとした態度をとつて頂きたいと思ふ。これはマツカーサーの命令であるとか、或いはマツカーサーの命令にそのかたの名前が入つていゝとしようとなつて私は満足できません、残念ながら、それでこれについては、同僚の松原一彦議員の本会議における質疑もございします。総理大臣のお答えは、不幸にして甚だレベルが低いものでありました。問題は果して政府は議会主義によつて国民がその希望を満たすといふことに誠意を持つのか持たないのかといふことに關係します。でありますから、いやしくも国民が公けの国の選挙において、而も多数の投票をもつて国会議事堂に送つた人を、これも十分な理由があるとか何とかいふ場合、それが併して問題はなくはないと思ひますが、併しその理由を明らかでないと思はれるような方法で、その議席を失われて行くといふことについて

は、決して世上今日納得しておりません。絶えず我々のところに向つてこの問題についての苦情が参ります。従つてこれはどうも済んだ問題だ、マツカーサーの責任だといふことでやつて頂きたくないといふふうにお願ひをいたすのですが、自主的な行動をおとり下さることだといふふうに思ひますが、如何です。

○政府委員(吉河光貞君) 御質問の点につきましては、更に法務総裁にもお伝えをいたしまして、反省したいと考えております。

○羽仁五郎君 これは誠に私としても申し上げにくいことなんですが、どうか私も、實際この本当に自分の名前をただ一枚の紙に書くといふ行動だけによつて、自分達の生活を改善し、そして又自分達の幸福を守るといふ確信を國民が持つことよりほかに、今日の時局を乗り切る方法はないんだ、その確信を國民に与えて行くといふ、その一念から今のことを伺つておるんです。どうかそれを将来において傷けないのみならず、過去において傷けたことについて、一片の誠意を示されることを惜まれるといふのであつて欲しくないといふの申上げる意味は、よく御了解下さつたことだと思ひます。

それからその次の問題は、やはりこれも実は先日わざと秘密会を開いて頂いたのであります。結局解決してない問題なんです。いわゆる今日憲法上許されていないところの秘密の予算の使用といふものが復活することになつては、これは実に大変なことなんです。これにつきましても、もう今更これか

らの特審の予算を調べたいといふふうには委員長にお願いし、委員会にお願いしましても、これはかなえて頂くといふことも御無理であらうといふふうに思ひます。併し委員長の高邁なる御判断によつてその機会を得れば非常に仕合せであります。併し本日伺つておきたいのは、この特審局の活動以來の予算につきまして世上とかく批判がございします。一々これを申し上げません。その中には随分最高のレベルにおられたかたについての風評もございします。私の風評を信するものではありませんが、併しながら問題はどうかといふところにあるかといふと、過去の内務省の復活を恐れておるかたが世間の有識階級の中に多いんです。で、例えば大内兵衛教授のごときもこの点についてどうか議會で明らかにしてくれといわれまますが、過去の内務省の特高警察なんかの最も恐るべき一つの理由は機密費の問題にあります。これはやがてこの特高なり内務省から移つて軍部に行つた、で決して最初から軍部が機密費を用いて國を不幸に導いたということにはならないんです。そこで行つてからはもう間に合はないんです。事実私はそれは木村さんでも誰でも同感であらうと思ひます。そこで行つたら高橋は清さんといへどもそれを防ぐことはできないんです。高橋は清さんがそれで殉職せられてその屍の上に我々が今立つて、そういうことにもう一遍持つて行くといふことはこれは絶対に許されなない、その第一歩を我々が今日果してはならない、法務総裁においしてもその点については御同感だらうと思ひます。従つて私はこの公安調査庁設置法案について、特審局の予算につ

いて審議をしたいといふでも思つておりますけれども、それが万一できなかつた場合にお願ひしておきたいのです。が、この新らしく設置されるかも知れない公安調査庁においては特審自体の会計を厳密に検査して頂きたいと思ひます。そうしてそれについて世上の批判が多少なんでしょうか根拠があつた場合には責任のある処置をとつて頂きたい。今後公安調査庁の予算は国会において十分の審議をつねに受けて頂きたい、勿論行政上の十分なる必要に基くところのこの機密に關するものまで私は否定しようと思つておられません。原則的には私はそれと否定したいと思ひますけれども、日本の現状においてこれまで行くことにはなかなか無理があらうし、現在捜査中であらうといふようなことに關しては最小限度において定められて、それ以外はいずれ國民の代表たる國會の審議を明白に受けられ且つ報告せられるといふことをやつて頂きたい。これは勿論今までもおやりになつておるといふものにも知れませんが、併し世間の風評といふものに我々は耳をおおることができないので、今お願いしておきたいことは、万一我々が特審局の予算について審議を十分することができなかつた場合には、どうか公安調査庁が特審局自体の予算についてはつきりした調査をして頂きたい。目的は私は誰かをやめさせるとかどうかといふことではない。目的はそれによつていやくも何人かが政治的にひそかに使用し得るところの巨額の資金といふものを、こつちややもすれば秘密警察に陥り易い機関内に作つてはならないといふこと、これはそういうことを作つてはならないといふことは法務総裁は勿論御

同感だろと思うんです。併しそれを口で言うだけでなく、それを実を示すために過去においてそういう疑いを受けたものが事実あるかも知れない。それならばそれについて十分調べて場合によっては警告でもいいし、更に進んでそれについての処置なりおとりになれば非常に尊敬いたしますが、併しこれにしても今申上げた程度のことばやつて頂けるかどうかということをお伺いしたい。

○政府委員(清原邦一君) 只今羽仁委員より切々たる御意見を拝聴いたしました。従来の特審局におきましても極力機密費という言葉に該当する金はないのでございしますが、いわゆる機密費に当る機密費その他についても十分監視いたしておるつもりでございます。私自身も特審局を所管しておる一人としてその都度報告を受けて検討いたしておるつもりでございますが、なおお言葉通り今後十分この点につきましてもできる限り慎重に調査をし、又誤ちなきを期したいとかように考えております。

○羽仁五郎君 現在までのところではまあ総予算から見てもたいした金額でないのです、ないでしょう、ないと断定して申すことは許されませんが二百万とか三百万という金を使つたことによつて、それによつて内務省を復活させるというふうには私には言ひようがないのです。併し小さいところからそういう習慣ができて行きますと、それで一般の行政機関でもそうでありませうけれども、特にさつき申上げたように、この法案によつて規制を受けるべき相手の対象は落つてしまふ。そうすると、この法案を適用する政府機関

は、さつき私が申上げたような意味において秘密活動に移らない、許されないうことにはなつておりますけれども、併しその行政上の必要に基いて若干の秘密的な活動が起つて来る。その結果、その秘密的な活動というものが必ず政治的陰謀の金というものがくつついて来るのです。これは初めは小さなものです。併し後には大きなものになつて行く。そしてそれがそれぞれ別の省に持つて行かれます。或いは次には保安庁に持つて行かれるかも知れない。次にはそれが軍部に持つて行かれるかも知れない。そして最後に戦争という大きな問題になつて来る。と巨大な金がそこに動いて国会議員の全部がそれによつて動かされてしまふというふうな状態になつて行くのです。恐るべき機密費の作用というものを十分お考え下すつて、それを双葉のうちに、双葉の間には処分もしいです、事実。ですから、私は決して政治家をそういう私的な非行によつて陥れようという意図はございません。だからそういう意味で取上げようと言つておるのじやない。そうではなくて、恐るべき秘密主義が再び日本に生れて来るその第一歩を防ぐために只今申上げた調査を必ず行なつて頂きたいと思ひます。

最後にこの今の問題から来まして、本法の中で濫用に対する規制とか、刑罰ですか、責任をとるといふ問題についての問題が出て来るのです。それでこれはさつき公安調査庁長官の資格、資格というは何も法律用語じやない、そのクオリフィケーション、必要な性格について十分に考えて頂きたいということを申上げたのです

が、同時にこのかたの責任という問題です。私はこの法でそういうことまで明らかにせらるべきだと思ひますけれども、事実上、併しその結果は恐るべきものがあるのですから、これはできるならばそういうふうな措置をとつて頂きたいというふうな思ひです。問題は本法適用によつて起つた問題について重大なる基本的人權の侵害が起つた場合、これは私は特に、重大なところまで譲歩してもいいと思ひます、本當はそこまで譲歩したくないのですが、ところがたび／＼委員会が繰返された問題です、即ち本法による団体規制によつて或いは解散され、或いは機関誌紙が六カ月以内停止され、或いは集団行動が六カ月以内停止される。併しなからそれがあつたの裁判によつて無罪となつた、破壊活動はなかつたというところが明らかにされた、そのときにその団体になされた規制の責任はどうなるか、この問題です。これは意見長官の御答弁でも最後までこの点はつきりしないのです。それで現在本法に限らず、あらゆる行政法体系に伴つて来るところの問題であるというふうな最後は逃げておられる。これはそうして逃げられる問題じやないのです。この現在の行政法体系において何故にそういう問題が起つて来るかというのを考えて頂きたい。又どういふ法体系においてそういうものが現在盛んに出て来るかというのを考えて頂きたい。これは結論して言ひますと、いわゆる政治的に交替しない人たちが政治的なものを規制しているというものは、これ即ちディクテーターなんです、独裁者、わかりますね、ここに恐るべき点があるのです。我々はこの政党政治家が、つまり政党政治というものを資本主義に基く民主主義の上では原則として飽くまでそれを守つて行く、而してその政府がなしたる過ちで回復できないものがあつても、その過ちはその政府が倒されることによつて、交替することによつて、責任をとることによつて、そうしてその反対党が政府をつて行くことによつて、それは救われていくのです。これで初めてディクテーターというものはできないのです。ところが、その政治上の問題について無責任であるというこの行政官がその政治上の責任をとるということになつて来ると、常に変化しない一つの権力があらゆる政治的な問題に対して嚴重な規制を加えて行くといふことができるようになつて来る。これは本法案が独裁者を作る虞れが多分にあるという大きな問題です。ですから意見長官は、最近行政法体系の中にこうした問題が至るところに起つて来ているといふことだけで安心しておられることはできないと思ひます。なぜそういうことが至るところに出て来るのかという、行政が次第に司法に入つて行つていく。これは最近の社会情勢がいろいろ困難になつて来ているといふことから来まして、なかなか今現在国際的な緊張というかテンション、そういうものが高まつて来るとか、或いは本法案による立法の一つの原因であるかも知れないという問題も含めて今の問題を十分考へて下すつて、この法律が不適正に適用された場合の最後の最高の責任は一体誰がとるかというのをはつきりしておいて頂きたい。なかなか具體的な問題としては、この団体規制が行わ

れた事件について後に裁判によつてそれが無罪であることが明らかにせられたときは、誰が責任をとるかということを明らかにしておいて頂きたいと思ひますが、如何でしょうか。

○政府委員(吉河光貞君) 規制処分を請求をいたします者は公安調査庁の長官であります。長官がその請求につきまして後にその請求した事件が裁判所において争われて無罪になつて取消されたというふうな場合につきましては、公安調査庁長官はその事務の取扱の最高責任者として請求については相當の責任をとるものと考へておま

す。

○羽仁五郎君 只今の御答弁で私は半ば満足いたしますが、併しこれは明示することはできないのですか。これは重大な問題だと思ひますから、特に今のような根本論まで申上げませんけれども、団体つまり言論、集会、結社の自由、憲法に保障されている基本的人権ですね、そして私はこれは制限できないものだといふ考えの上に立つています。併し仮に譲りまして、佐藤君が述べておられるように制限しにくいものであるというふうに譲つてもいいです。けれども制限しにくい基本的人権というものの対して不当な制限が加えられた場合には、私は本法を運用する最高の責任者は必ず責任をとらなければならぬ。そうしないといふと本法のようなものは運用できないのです、事実。ですからどういふふうな形でお答え下さるかということはお任せしますけれども、今の点は十分お考え下さいまして、この間までの政府の御答弁でなくもう一歩進んだお答えを頂いておきたい。これは裁判で無罪になつた、併し

解散されてしまつた団体、或いは六カ月以内発行を停止された機関紙、或いは行われなかつたところの集団示威行進といふものについてはどうすることもできない。まあ国家賠償ができる場合があるかも知れないし、できないかも知れないというような御答弁でなしに、そうでしよう、私の申上げておるのは無理じゃないと思う。これは憲法によつて、見ようによつては制限できないという権利、或いは百歩譲つて極めて制限しにくいという、容易に制限されないという権利を制限することですからね。だからそれが理由なくして行われたということは重大な問題です。私は当然これは政府が責任をとるべきだと思います。これは必要なんです。なぜなら内乱を防ぐには政府の後退によつて内乱を防ぐことができないのではないのです。関君でも誰でもこの法案が本当に何を意味しているかということをお考えになれば、今の私の言つたことは決して愚論ではないということがおわかりになるだらうと思う。内乱を防ぐ最後の途は政府がみずから退くことにある。私は原則的には本法案によつて、団体に對して團結權又言論、集会、結社の自由等基本的な人權が制限されて後、その事件が裁判で無罪になつた場合には内閣は總辭職するということは当然だと思います。そういうような責任を持つたこれは法律案です。それで總理大臣がおいでにならんといふことは總理大臣の政治的識見を疑わざるを得ない、それほどの重大な法律案です。というふうに思いますがそこまではなか／＼御了解を願へまいと思ふのですが、どの程度までの御了解をなさるか、それを

どういふ形でお話になるか、今の点を
どうか法務総裁にお伝えを願います。

最後にもう一つ。内乱は政府みずからが後退することによつて防ぐことができるという場合がある。そういう意味から、本法案において制限されがたい基本的人権を制限して後に裁判で無罪になつた場合には、最高の責任をとるべきだということを明示せよというのだが、どうだろうかということを一つお答えを頂きたいと思ひます。

○委員長（小野義夫君） なおこの問題は、委員長からもそういう請求をしておきます。速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長（小野義夫君） 速記を始めて下さい。

○羽仁五郎君 最後の問題に入つて行く前に、前回政府に向かつて伺いました、外国の立法例、それからそれらはその後どうなつたかという問題について、政府の御覧になつてるところの御説明をこの際頂いておきたいと思ひます。

○政府委員(関之将) 今の羽仁先生の御要求のような広範な知識を要する調査はできかねるのでありまして、ただ今までのこの法案の立案に当りまして、私どもが大体の目途として参照にいたした点等を申上げてみたいと思ひます。なおこの点につきましては、前回二回ほど他の委員のかたのお求めに、よりましてお話ししたのでありますが、それを重複を避けて御説明いたしましたと思ひます。

○羽仁五郎君 第一に本法とどこが似ているか、どうか違うかということを
お話願いたい。

○委員長（小野義夫君）速記をとめて
下。はい。

〔速記中止〕

○委員長（小野義夫君）速記を始めて下さい。

ているのがアメリカでありまして、それと同じくらいのものに運用上なり得るのがソ連であります。そこで一番少いと思われるフランスと英国であります。これは考えよによつてはフランスのほうが少ないのではないかと私は思つてゐるのであります。この問題につきましてはどうも各種の語学の制約もありまして或る友人の協力その他を得まして短い期間にできるだけ調査はいたしました。勿論刑法等の基本法律のほかは個々の単行法、殊に英国のごときはすべてコモンロー、何百年前の法律がそのまま生きているといふので、なか／＼手が届きかねておりますが、大筋のところを調べてみたのであります。そこで今のような私は大体の段階づけをいたしまして、そうして英国ではどこまで行つてゐるか、一番少いと思われている英国とフランスはどこまで行つてゐるかということが私どもの一応踏み出す根拠になつたわけでありまして、英国の実情を申し上げます。あとはそれに準じて御説明いたしますれば、大体御理解が願えると思うのであります。

英國におきましては、これは今まで申上げたように、大体日本の刑法にも規定するがごとき各種の反逆罪、重罪、軽罪の三つに分けまして、コモンローによつて大体この程度の実行行為が犯罪と規定されているわけであります。そのほかにこれは今まで御説明いたしたごとくに、かような行為はプロキユア・ツリー・コミット・ア・クライムと書いてあるのですが、そういう犯罪を起させるような各種の言葉、言動、こういうものはそのこと自体が犯罪となつてゐるわけであります。これは今

の日本の言葉で申しますと教唆或いは扇動が独立罪になつてゐるわけでありませう。だからこれは今までの日本人の考え方から申しますと、実質行為が起きなければ、さうなことは処罰しないほうがいいんじゃないかという今までの我々の考え方が、英米法に於いてはそういふこと自体が社会的に不安をひき起すのだ、そのこと自体はすでに犯罪なんだと、それは英米法から申しますと、犯した者と同じような主犯者という言葉を使つてゐるわけでありませう。言葉で以て犯罪を犯させるようになつてゐるのは、主犯者としての刑を受ける、こういう考え方が英米法の考えであります。これはですから大陸系の知識を持つた我々の考え方からいふと、なんというか非常に驚くべき考へ方ではありますが、少くも英國、米國のモンローを中心とした國においては、そういう重罪というふうな反逆者というふうな罪を起させるように仕向ける言葉、その言葉はアージ、アベツト或いはエンカレッジとかさういう一切の言葉で、全部相手方の犯意を起したり、犯意を強めるといふようなその一切の言葉、その言葉自体が悪いのだ、それが一つの犯罪なんだといふふうに見てゐるわけでありませう。そこで英國は今の実質行為を中心としてそういう言葉が全部犯罪だといふふうに規定されてゐるわけでありませう。そのほかには、英國では御承知のコンスピラシーの議論があるわけでありませう。これは共謀の議論であります。日本の言葉でいへば隠謀であるとか共謀であるとかいふ言葉に訳されるべき問題だと

思います。犯罪を一人でやつても何でもないが二人以上で犯罪を協賛する、そのこと自体が犯罪である。これは使いによつては英米法の学者或いは大陸系の学者が非常に濫用されるものであるといふに非難をされているのでありますが、少くとも判例法によつて古い伝統によりまして、一人では罪でないけれども二人以上で犯罪を共謀する、企画するといふそのこと自体が犯罪であるといふコンスピラシーの議論があるわけでありまして、これは今日におきましては反逆罪、重罪についてのコンスピラシーは当然犯罪である。更に或る意味においては軽罪についてもさうなものは犯罪であるといふふうなところがある方が英米法から生まれて、更に今の米國に移入されて英米法は大体さうな考え方になつていくわけでありまして。

ルに關する規定に相成るわけでありまして。これを日本流に考へてみますと非常に広範なものになるわけでありまして。とにかく英國はそこまでやつていふといふに私は考へまして、成るほど英國人といふものは考へ方は、我々からみると自由人権と云つておつて非常に民主主義の祖國といわれるやうな國だが、なか／＼やはり法律的体制にはえらいものがあるといふふうに実は驚いたのであります。

そこで治安的なこの種の破壊的な犯罪に對しまして英國ではどういふことができるかと申しますと、大体日本の例にならつてみますと、日本の各種の実害行為が刑法に書いてあるわけでありまして、刑法に書いてある外側のかやうな行為の教唆、扇動といふ行為は、そのこと自体がすべて犯罪になる。さうして同時にその犯罪の中において、さういふことを二人以上で共謀するといふことが、そのことがすでに罪とされるわけでありまして、その犯罪といふものを犯罪としてキヤッチできるといふことになりまして、これを日本の刑法に當てはめてみますと、刑法のすべての犯罪に對して扇動、教唆をして、さうしてすべての犯罪に對して隠謀を或いは予備を企てたといふところが英國の実はコンスピラシーにおけるクリミナ

第二といひましてフランスであります。フランスにおきましては大体刑法の立て方は日本流であります。さうして言論の処罰は即ち教唆する相手方が本犯を實行しなければ犯罪にしないといふのも日本流であります。ところがさういふことではいけないといふことになりまして、一九二二年頃に單行法によりまして、重罪について例へばこの法案の三条に規定してあるやうなああいう重い罪については、さういふ場合の扇動行為がそれ自体犯罪として処分するといふやうに相成つていふのであります。そのほかにその後における刑法の内乱規定の一部の修正といふやうなものによりまして、やはりさういふ重罪を犯すやうなことをそのかしたり、あつたりする各種の言動行為がやはり犯罪になるといふことに相成つていふわけでありまして、この西國のあれは、危険な言動が起つた場合に押えるといふ点から見るならば、英國のほうは私は遙かに便宜であり、法律が整備されていふと思ふのであります。

ことを取締るという法律が出たという文獻があります。私は調べて見ましたら現行法の法典にはなつておりませんが、出たといふ文獻が日本にあるのであります。そこで英國は同じ同様のなわけですから、さういふやうなことを。なおそのほかに細かく法律としまして、例へばこの國會の周圍において、これは人数は忘れましたが例へば五十人以上で議會の開會中にデモをしてはいけない、或いは國會に入つて來たらばその國會のルールに従つて若し違反したら処罰する、或いは特定の服裝をして集團的なデモンストレーションをしてはいけない、これはナチの服裝でナチが盛んにやつたので似たやうなナチ的な行為をしてはいけないといふやうなことであるやうな思ふのであります。大体ナチの勃興時代にできた法律であります。さうして今までの刑法の規定で、非常にとにかく假に日本の現状におきまして見ますならば、相當危険な言動といふものは一切抑えられるといふことになつていふのであります。フランスはさうな比較して見ますとフランスのほうはやはり實質的には少いんじゃないかと、今申上げましたやうなわけで、これらの点が特にこの法案を作るに當りまして、先進のといふかとかく民主諸國においては、一体どこまで行つていふかといふ一つのふん切りを考へるべき問題であつたのであります。

のごとくこの數十年來ナチの勃興以來、アメリカの破壊活動とかかやうな言論活動といふものに対する立法といふもの、これは驚くべきものがあるものであります。これは一つのクリミナルとして処罰するほかには、或いは公職や重要産業に對する就職禁止であるとか、或いは公務員の忠誠令であるとか、或いはイミグレーションに對する各種の措置であるとかいろいろの措置をとつていふのであります。さういふやうな段階になつております。

國內の破壊的な活動の実態といふものは、一体どういふやうなものになつていふかといふ点であります。これはいろいろ／＼羽仁先生なども各種の外國の文獻を御覽になつて、外國の破壊活動がどうなつていふかといふことについて十分な御認識があると思ふのであります。ただ外國の破壊的な活動はどうかといふ次の問題になるわけでありまして、そこで私もさういふことは、先づフランスはこれは相當とにかく破壊的な分子の數とか或いはいふんやうなもので危険が違ふのであります。ドイツもこれに次いで、それに次いで日本が特に最近の破壊的な活動といふものは、ちよつとドイツあたりにも例のないほどのものになつていふと、さういふやうなことで、英國とアメリカに至つては遙かにずつと引離して安定性があるものであります。それは日本から申しましても英國の共産黨といふものより暴力的なものだといふやうに一応の判定をしてみたわけでありまして、そこで結局この法案におきましては、刑法の既遂行為を中心として、予備、陰謀、教唆、扇動といふやうに一応考へていふわけでありまして、この教唆、扇動といふものは、英國、米國の例から見ると刑法上當然の犯罪として從來から処罰されていふのであります。さうしてこの陰謀はアメリカ或いは英國におきましてはコンスピラシーとして當然に処罰されていふ。この程度のこととは現下の日本の破壊活動の実情から見てどういふやうな得ない最小限度のものではないか。更に又外國特に英國などの例で見てもこの程度のことは認められる線である。さういふやうなふうに考へまして、この立法の第一の骨組を

更に取り締めるという法律が出たという文獻があります。私は調べて見ましたら現行法の法典にはなつておりませんが、出たといふ文獻が日本にあるのであります。そこで英國は同じ同様のなわけですから、さういふやうなことを。なおそのほかに細かく法律としまして、例へばこの國會の周圍において、これは人数は忘れましたが例へば五十人以上で議會の開會中にデモをしてはいけない、或いは國會に入つて來たらばその國會のルールに従つて若し違反したら処罰する、或いは特定の服裝をして集團的なデモンストレーションをしてはいけない、これはナチの服裝でナチが盛んにやつたので似たやうなナチ的な行為をしてはいけないといふやうなことであるやうな思ふのであります。大体ナチの勃興時代にできた法律であります。さうして今までの刑法の規定で、非常にとにかく假に日本の現状におきまして見ますならば、相當危険な言動といふものは一切抑えられるといふことになつていふのであります。フランスはさうな比較して見ますとフランスのほうはやはり實質的には少いんじゃないかと、今申上げましたやうなわけで、これらの点が特にこの法案を作るに當りまして、先進のといふかとかく民主諸國においては、一体どこまで行つていふかといふ一つのふん切りを考へるべき問題であつたのであります。

○羽仁五郎君 いやそれは扇動についての御説明ですね。

○政府委員(関之君) それを並べて見ますと、日本は近代法の簡条の規定に内容から見て、それらの法律に對しますと、米國とかフランスを遙かに引離した日本は治安的な取締立法が少いといふことになつていふのであります。これで見ても日本は日本ほど言論その他について自由な國はない、誠に合せな國であると思ふのであります。さて顧みて次の問題につきましては、

○羽仁五郎君 いやそれは扇動についての御説明ですね。

○政府委員(関之君) それを並べて見ますと、日本は近代法の簡条の規定に内容から見て、それらの法律に對しますと、米國とかフランスを遙かに引離した日本は治安的な取締立法が少いといふことになつていふのであります。これで見ても日本は日本ほど言論その他について自由な國はない、誠に合せな國であると思ふのであります。さて顧みて次の問題につきましては、

すが、細かい議論はもうしません、併し主たる点において、日本のこの破壊活動防止法案というものは団体を解散させるところまで行つていまずね。併しアメリカのマツカラン法では団体を登録するというにしか行つていないのです。この点をばつきり御説明にならないとその誤解を生ずる虞れが多分にあります。アメリカにおいては共産党乃至外郭団体といえどもそれを法務総裁のところに登録する、そして登録しなかつた場合にはいろいろことが起つて来ますけれども、その法そのものの目的は登録する、そしてこれを国民の民衆の前に、これは共産党である、或いは共産党の外郭団体であるということを国民の前に明らかにして、そして国民が知らずしてこれらの団体に指導せられることがないようにするというのが国内の安全保障法の主眼です。これは本法と性質が著しく異なつています。ですから似たような外国の立法例だといふふうにばかりおつしやらないで、その規制の方法が日本の場合には解散まで行く、アメリカの場合には登録ということが主体になるというところは絶えずこれは念頭に置かれて、又この法が正しく了解される上にそういう点は是非考へて行かなければならないと思ひます。この点を省略するといふことは故意に省略せられるのであると、そこに或いは悪意を想像しなければならぬようにもなりますから、多くのかたも、議員のかたがたも、アメリカにもあるやうだといふふうにおつしやるのですが、マツカラン法の大体の目的は登録するといふことである。登録にもいろいろな問題がありますが併しもう時間もあれで

すから議論はしませんから、この点については御異存がないといふふうに思ひますのでその点誤解がないようにして頂きたい。ですからマツカラン法の登録でさえあれだけの問題があるのですから、これは解散まで行くといふことになるといふ／＼な問題があるといふことをよく考へて頂きたい。

それから第三に伺つておきたいことは、これらの法案が実際に立法された諸外国においてその後どういふふうになつてゐるかといふことなんです。これはもう簡単にしますが、一つアメリカの場合ですが、アメリカはマツカラン法とスミス法が施行せられてから非常に不安が起つてゐる。その最大の事実は、バートランド・ラッセルがアメリカにわざ／＼書翰を送つて、マツカラン法及びスミス法が国民の自由を脅かしてゐると言つたバートランド・ラッセルは御自身が學者ですから、ほかのことはおつしやらない、ただ学問の自由が著しく脅かされてゐるといふことを指摘されてゐるといふ例を挙げるだけにとどめますが、バートランド・ラッセルは反共的な哲學者で、共産主義には飽くまでも反対の哲學者です。そういうかたがアメリカの最近の思想が著しくファッショニズムに近付きつつある、学問の自由は殆んど地に落ちつつあるといふ。それから事実として

は前に一遍申上げましたが、昨年度のアメリカの入学受験者の数は、一昨年に比べて一〇％に落ちてゐる。これは大学教授の中に優秀な人が減つたといふことが大きな原因である。こういうことがあつたのです。ですからスミス法やマツカラン法を真似して、そういうナツハ・ザイルクウング、あとの効果

というものが日本に起つて来ては大変なんです。その点は十分に考へなければならぬ。で、本日質問いたしましたのも、そういう趣旨なんです。それからこの第三のその法が行われたあとがどうなつたのかといふことの最も恐るべきは南アフリカです。南アフリカは共産党解散法といふものをやりましたからその後どうなつたかといふと、極く最近その政府は遂に最高裁判所に關する法令を改めて、最高裁判所が議會、行政府と並んで最高の地位にあることを廃止してしまつて、最高裁判所は立法院の下に直屬させるといふことをやつてゐる。これは明瞭にファシズムに移りつつある。ですから日本も南アフリカの立法などによつてこの法律を作ると、やがてはそのときに最高裁判所をやめてそれであれを政府の下にくつくものにしるというやうな動きが起つて来ては大変なことなんです。ですからそういうふうな一つの立法についても、その後どういふやうな作用を持つて来たか。これは必ずその法そのものは今のやうな事態を直接に惹き起したのじやないですけれども、併しそういう面も考へてみなければならぬ。それから最近の朝鮮の事情について先日懇談会で神近市子女士がお話になりましたことは、あなたがたも耳の底にちゃんと残つてゐるだらうと思ふのです。で、こういうやうな法律で、朝鮮の場合は結局極左、極右だけが現われては／＼やりまして、我々のような中くらしいリベラリストとかデモクライトといふものは潜つてしまわなければならぬ。その次には国会議員の逮捕とかそれで國際的にまで問題になる。で、ああいう独裁政

権、非民主主義形態を助けておるつもりはないと、これは昨夜の「國際新聞」に英國側の意見として出てゐるといふこともあるのですからこれらの点も十分に考へられて、諸外国に類例の立法があるから日本でもあの程度のことはやつてもいいというお考えは、よほど反省せられなければならぬといふふうに思ひます。

○委員長(小野義夫君) どうですか。それでは御意見といふことにして、御答弁は、それじやそこで……、この程度で散会いたします。
午後四時五十六分散会

昭和二十七年七月十七日印刷

昭和二十七年七月十八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 片